【資料編】

目　次

（資－　）

資料第１　防災会議委員名簿 1
資料第２　アメダス平均値（観測点：練馬） 2
資料第３　住民基本台帳による町丁別世帯数及び男女別人口 3
資料第４　昼間人口の予測 6
資料第５　年齢別人口 7
資料第６　主要外国別外国人登録人口 8
資料第７　地目別土地・面積 8
資料第８　用途地域別土地・面積 9
資料第９　市における想定地震別の被害状況 10
資料第１０　外出者の行動ルール及び帰宅困難者心得１０か条 11
資料第１１　土砂災害特別警戒区域・警戒区域 12
資料第１２　避難情報等の情報伝達経路 13
資料第１３　下水道計画一般図（雨水） 14
資料第１４　防火・準防火地域指定状況 15
資料第１５　文化財一覧 15
資料第１６　消防水利の現況等 19
資料第１７　市内公道現況 19
資料第１８　市内橋梁現況 19
資料第１９　都市計画道路網図 20
資料第２０　無電柱化計画路線図 21
資料第２１　河川の現況 23
資料第２２　東京都緊急輸送道路 24
資料第２３　緊急道路障害物除去路線（東京都） 25
資料第２４－１　上水道施設の現況（１）給水所施設 26
資料第２４－２　上水道施設の現況（２）配水管施設 26
資料第２５　大震災時における交通規制措置の概要 27
資料第２６　緊急通行車両等の確認事務を伴う事前の申出制度の運用について 32
資料第２７　交通規制対象除外車両の認定 34
資料第２８－１　緊急通行車両確認申出書 35
資料第２８－２　緊急通行車両確認証明書 36
資料第２８－３　規制除外車両確認申出書 38
資料第２９　災害用伝言板の利用方法（ＮＴＴ東日本） 39
資料第３０　東久留米市における災害発生時の避難所初期活動班に関する要綱 40
資料第３１　東京消防庁等の震災消防活動 45

資料第３２　救急告示医療機関 47
資料第３３　応急危険度判定の調査票等 48
資料第３４　被害程度の認定基準（都総務局） 50
資料第３５　関係機関の広報活動内容 53
資料第３６　遺体収容予定施設一覧 55
資料第３７　一時滞在施設の確保状況 55
資料第３８　「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方 56
資料第３９　「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営 58
資料第４０　広域避難場所 60
資料第４１　指定緊急避難場所一覧 60
資料第４２　備蓄倉庫整備状況（水防倉庫を含む。） 62
資料第４３　庁有車及び配車先 62
資料第４４　車両調達予定先一覧 63
資料第４５　災害対策本部設置時の連絡先 64
資料第４６　緊急時の自衛隊連絡先 64
資料第４７　自衛隊災害派遣部隊仮泊予定地 64
資料第４８　ヘリコプター臨時離着陸場予定地 65
資料第４９　災害対策本部が設置されるまでの水防職員配備態勢 65
資料第５０　公用負担権限委任証明書及び公用負担命令票 66
資料第５１　水防実施状況に関する報告書（1） 67
資料第５２　水防実施状況に関する報告書（2） 69
資料第５３　指定避難所一覧 70
資料第５４　応急仮設住宅建設予定地一覧 71
資料第５５　災害時における飲料水の供給に関する協定書 72
資料第５６　東京消防庁の水防態勢 74
資料第５７－１　南海トラフ巨大地震（Ｍ９クラス）の震度分布 75
資料第５７－２　東海地震の震度分布 76
資料第５８　災害対策関連協定締結先一覧 77
資料第５９　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧 84
資料第６０　災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
（概要） 85

資料第１　防災会議委員名簿

（令和７年７月１日現在）

役職名	氏　　名	所属機関及び職名
会 長	富田（トミタ） 竜馬（リョウマ）	東久留米市　市長
委 員	細見（ホソミ） 明彦（アキヒコ）	東京都北多摩北部建設事務所　所長
委 員	稲垣（イナガキ） 智一（トモカズ）	東京都多摩小平保健所　所長
委 員	井上（イノウエ） 郁（カオル）	警視庁田無警察署　署長
委 員	田口（タグチ） 裕一（ユウイチ）	東京消防庁東久留米消防署　署長
委 員	鶴田（ツルタ） 勝（マサル）	東京都水道局立川給水管理事務所　所長
委 員	鶴岡（ツルオカ） 貴之（タカシ）	日本郵便㈱東久留米郵便局　局長
委 員	高尾（タカオ） 一史（カズフミ）	ＮＴＴ東日本㈱　東京武蔵野支店　支店長
委 員	宇賀神（ウガジン） 俊介（シュンスケ）	東京ガス㈱東京西支店　支店長
委 員	仲辻（ナカツジ） 圭吾（ケイゴ）	東京電力パワーグリッド㈱武蔵野支社　支社長
委 員	沼田（ヌマタ） 祐一（ユウイチ）	西武鉄道㈱石神井公園駅管区　管区長
委 員	熊野（クマノ） 雄一（ユウイチ）	東久留米市医師会　会長
委 員	小玉（コダマ） 剛（ツヨシ）	東久留米市歯科医師会　会長
委 員	中島（ナカジマ） 秀治（ヒデハル）	東京都トラック協会多摩支部　理事
委 員	高橋（タカハシ） 滋（シゲル）	東久留米市建設業協会　会長
委 員	久保田（クボタ） あや子（コ）	東久留米市民生委員・児童委員協議会　東部地区会長
委 員	野村（ノムラ） 基之（モトユキ）	東久留米市消防団　団長
委 員	荒島（アラシマ） 久人（ヒサト）	東久留米市　副市長
委 員	片柳（カタヤナギ） 博文（ヒロフミ）	東久留米市教育委員会　教育長
委 員	道辻（ミチツジ） 正信（マサノブ）	東久留米市都市建設部　部長
委 員	名取（ナトリ） はにわ	学識経験者　（学校法人日本社会事業大学　理事長）
オブザーバー	髙岡（タカオカ） 利行（トシユキ）	陸上自衛隊練馬駐屯地第１師団 第１後方支援連隊補給隊　隊長

資料第２　アメダス平均値（観測点：練馬）

（令和７年４月現在）

	降水量	平均気温	日最高気温	日最低気温	平均風速	日照時間
単位	mm	℃	℃	℃	m/s	時間
統計期間	2013～2020					
資料年数	８年					
１月	47.8	4.8	9.9	0.2	1.9	212.9
２月	39.6	5.8	10.8	1.4	2.1	178.8
３月	109.3	10.0	15.2	5.2	2.1	189.1
４月	130.9	14.4	20.0	9.5	1.8	193.4
５月	88.3	20.0	25.5	15.2	1.5	213.2
６月	201.4	22.5	27.1	19.0	1.3	135.7
７月	165.8	26.3	30.8	23.0	1.2	147.6
８月	164.4	27.8	32.5	24.2	1.3	175.3
９月	229.6	23.6	27.6	20.2	1.3	120.3
10 月	263.9	18.1	22.1	14.8	1.5	131.3
11 月	66.2	12.4	16.8	8.4	1.4	160.3
12 月	46.3	7.1	11.9	2.7	1.6	182.3
年	1553.3	16.1	20.9	12.0	1.6	2040.2

資料第３　住民基本台帳による町丁別世帯数及び男女別人口

（令和７年１月１日現在）

町丁目	世帯	総数	男	女
上の原一丁目	1,043	1,584	670	914
上の原二丁目	116	317	164	153
学園町一丁目	881	1,815	868	947
学園町二丁目	707	1,532	750	782
金山町一丁目	601	1,230	611	619
金山町二丁目	866	1,916	934	982
小山一丁目	431	791	382	409
小山二丁目	406	903	454	449
小山三丁目	753	1,744	863	881
小山四丁目	454	1,149	554	595
小山五丁目	772	1,625	808	817
幸町一丁目	755	1,329	601	728
幸町二丁目	547	1,290	612	678
幸町三丁目	798	1,569	772	797
幸町四丁目	395	821	415	406
幸町五丁目	150	345	187	158
下里一丁目	678	1,615	820	795
下里二丁目	865	2,237	1,116	1,121
下里三丁目	703	1,435	734	701
下里四丁目	2,042	2,917	1,526	1,391
下里五丁目	783	2,014	1,029	985
下里六丁目	324	814	428	386
下里七丁目	986	1,766	887	879
新川町一丁目	968	1,847	848	999
新川町二丁目	554	1,113	546	567
神宝町一丁目	545	1,268	618	650
神宝町二丁目	551	1,216	611	605
浅間町一丁目	633	1,314	644	670
浅間町二丁目	946	2,075	1,042	1,033
浅間町三丁目	1,357	2,358	1,164	1,194
滝山一丁目	317	782	396	386
滝山二丁目	338	613	267	346
滝山三丁目	626	1,208	559	649
滝山四丁目	313	675	313	362
滝山五丁目	698	1,554	726	828

町丁目	世帯	総数	男	女
滝山六丁目	2,432	3,810	1,712	2,098
滝山七丁目	654	1,286	671	615
大門町一丁目	245	459	223	236
大門町二丁目	928	1,854	850	1,004
中央町一丁目	1,132	2,268	1,091	1,177
中央町二丁目	583	1,028	499	529
中央町三丁目	512	1,175	580	595
中央町四丁目	483	1,204	589	615
中央町五丁目	628	1,479	726	753
中央町六丁目	440	961	494	467
野火止一丁目	107	206	95	111
野火止二丁目	601	1,245	569	676
野火止三丁目	596	1,234	600	634
八幡町一丁目	983	1,909	870	1,039
八幡町二丁目	988	2,050	1,028	1,022
八幡町三丁目	664	1,467	709	758
氷川台一丁目	561	1,259	597	662
氷川台二丁目	991	2,075	988	1,087
東本町	1,448	2,492	1,184	1,308
ひばりが丘団地	1,110	2,391	1,110	1,281
本町一丁目	1,367	2,538	1,167	1,371
本町二丁目	768	1,313	639	674
本町三丁目	1,040	2,001	907	1,094
本町四丁目	543	1,129	533	596
前沢一丁目	651	1,402	713	689
前沢二丁目	787	1,707	825	882
前沢三丁目	909	1,935	956	979
前沢四丁目	803	1,781	861	920
前沢五丁目	1,191	2,371	1,202	1,169
南沢一丁目	781	1,679	821	858
南沢二丁目	375	951	451	500
南沢三丁目	583	1,341	646	695
南沢四丁目	516	1,279	620	659
南沢五丁目	1,195	2,562	1,177	1,385
南町一丁目	1,078	2,167	997	1,170
南町二丁目	84	161	83	78
南町三丁目	486	1,217	607	610
南町四丁目	597	1,325	630	695

町丁目	世帯	総数	男	女
柳窪一丁目	300	704	348	356
柳窪二丁目	1,315	2,528	1,278	1,250
柳窪三丁目	174	285	129	156
柳窪四丁目	492	1,169	598	571
柳窪五丁目	266	690	343	347
弥生一丁目	495	1,061	517	544
弥生二丁目	175	396	186	210

世帯合計	56,959　世帯
男合計	56,338　人
女合計	59,987　人
人口合計	116,325　人

※外国人住民を含む

（出典：統計東久留米　令和６年版）

資料第４　昼間人口の予測

（10 月 1 日現在）

区　分	夜 間 人 口	昼 間 人 口	昼夜間人口比率（夜間人口= 100）
令和 2 年	115,271	95,619	83.0

注）①昼間人口＝常住人口＋流入人口（通勤者＋通学者）－流出人口（通勤者＋通学者）
　　②夜間人口＝常住人口

資料：東京都総務局統計部「国勢調査による東京都の昼間人口」

（出典：統計東久留米　令和６年版）

資料第５　年齢別人口

（令和７年１月１日現在）

年　齢	総　数	男	女	人口比率（%）
0～4	3,680	1,866	1,814	3.16
5～9	4,814	2,475	2,339	4.14
10～14	4,998	2,504	2,494	4.30
15～19	5,087	2,647	2,440	4.37
20～24	5,461	2,761	2,700	4.69
25～29	5,271	2,589	2,682	4.53
30～34	5,614	2,778	2,836	4.83
35～39	6,269	3,175	3,094	5.39
40～44	7,200	3,690	3,510	6.19
45～49	8,083	4,102	3,981	6.95
50～54	9,771	5,004	4,767	8.40
55～59	8,857	4,531	4,326	7.61
60～64	7,625	3,831	3,794	6.55
65～69	6,309	3,034	3,275	5.42
70～74	6,845	3,278	3,567	5.88
75～79	7,400	3,243	4,157	6.36
80～84	6,241	2,480	3,761	5.37
85～89	4,260	1,559	2,701	3.66
90～94	1,983	654	1,329	1.70
95～99	491	129	362	0.42
100～	66	8	58	0.06
合　計	116,325	56,338	59,987	100.00
0～14	13,492	6,845	6,647	11.60
15～64	69,238	35,108	34,130	59.52
65～	33,595	14,385	19,210	28.88

※外国人住民を含む

（出典：統計東久留米　令和６年版）

資料第６　主要外国別外国人登録人口

（令和７年１月１日現在）

総数	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	アメリカ	イギリス	カナダ	豪州	ドイツ	その他
2,850	853	357	274	244	34	31	15	5	1,037

（出典：統計東久留米　令和６年版）

資料第７　地目別土地・面積

（単位：ｋ㎡・％）　　（令和６年１月１日現在）

宅地		田		畑		山林		その他	
面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
7.50	58.23	―	―	1.37	10.64	0.16	1.24	3.85	29.89

（出典：統計東久留米　令和６年版）

資料第８　用途地域別土地・面積

（令和７年１月１日現在）

用途地域	面積(ha)	比率(%)	建ぺい率	容積率	高度地区
第１種低層住居専用地域	808.2	62.7	30	50	第１種
			30	60	
			40	80	
			50	100	
			60	150	
第２種低層住居専用地域	4.2	0.3	40	80	第１種
			50	100	
第１種中高層住居専用地域	204.3	15.9	40	100	第１種
			60	200	
			60	200	第２種
第２種中高層住居専用地域	104.2	8.1	60	200	第２種
第１種住居地域	10.6	0.8	60	200	第２種
			60	300	第３種
第２種住居地域	30.6	2.4	60	200	第２種
準住居地域	13.2	1.0	60	200	第２種
近隣商業地域	38.3	3.0	60	150	第２種
			60	200	
			80	200	
			80	300	第３種
準工業地域 （含特別工業地区）	64.3	5.0	60	200	第１種
			60	200	第２種
商業地域	10.9	0.8	80	400	指定なし

（出典：統計東久留米　令和６年版）

資料第９　市における想定地震別の被害状況

（前提条件:冬の夕方18時・8m/sec）

区　分			都心南部直下 M7.3	多摩東部直下 M7.3	大正関東 M8クラス	立川断層帯 M7.4
建物被害	全壊棟数（棟）	計	84	486	14	71
		ゆれ	76	482	10	69
		液状化	8	4	3	2
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0
	火災延焼	焼失棟数（棟数） ＊倒壊建物を含む。	189	1,211	81	193
		焼失率（%）	0.6	4.0	0.3	0.6
人的被害（人）	死　者	計	8	46	2	7
		ゆれ建物被害	2	17	0	1
		屋内収容物	1	2	0	1
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0
		火災	4	25	2	4
		ブロック塀等	1	2	0	1
		屋外落下物	0	0	0	0
	負傷者	計	163	620	45	150
		ゆれ建物被害	108	431	31	99
		屋内収容物	28	49	7	28
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0
		火災	6	71	3	6
		ブロック塀等	21	70	4	17
		屋外落下物	0	0	0	0
	重傷者	計	17	94	3	15
		ゆれ建物被害	1	36	1	1
		屋内収容物	6	11	0	6
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0
		火災	2	20	1	2
		ブロック塀等	8	27	1	7
		屋外落下物	0	0	0	0
要配慮者死者数　（人）			6	35	2	6
避難者数　（人）			6,304	20,125	2,460	4,697
帰宅困難者数　（人）			3,520	3,520	3,520	3,520
エレベーター停止台数（台）			15	21	10	14
自力脱出困難者（人）			26	177	5	26
災害廃棄物	重量（万ｔ）		5	19	2	5

（出典：「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議、令和４年５月 25 日公表））

資料第１０　外出者の行動ルール及び帰宅困難者心得１０か条

≪外出者の行動ルール≫

ア　むやみに移動を開始しない。

イ　まず安否確認をする。

＜災害用伝言ダイヤル１７１や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。＞

ウ　正確な情報により冷静に行動する。

＜公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機など）が安全なのか自ら判断する。＞

エ　帰宅できるまで外出者同士が助けあう。

＜一時待機できる屋内施設においては、要配慮者(高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など)を優先して収容する。＞

≪帰宅困難者の行動心得１０か条≫

１．あわてず騒がす、状況確認
２．携帯ラジオをポケットに
３．作っておこう帰宅地図（東京都防災マップを見る ）
４．ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
５．机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
６．事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
７．安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚（災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板）
８．歩いて帰る訓練を
９．季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
10．声を掛け合い、助け合おう

（出典：東京消防庁）

資料第１１　土砂災害特別警戒区域・警戒区域

（令和７年４月）

番号	所在地	特別警戒区域	警戒区域
１－１	野火止２丁目	0	2
１－２	野火止２丁目	0	2
２	小山４丁目	1	1
３－１	小山２丁目	1	1
３－２	小山２丁目	1	1
３－３	小山２丁目	1	1
４	金山町２丁目	1	1
５	神宝町２丁目	1	1
６	浅間町１丁目	0	1
７－１	浅間町２、３丁目	0	1
７－２	浅間町２、３丁目	1	1
８	南沢１，２丁目	1	1
９	浅間町３丁目	1	1
合計		9	15

資料第１２　避難情報等の情報伝達経路

気象情報、避難情報などは、市に設置された災害対策本部に集められ、広報車や防災行政無線などを通じて市民に伝達される。

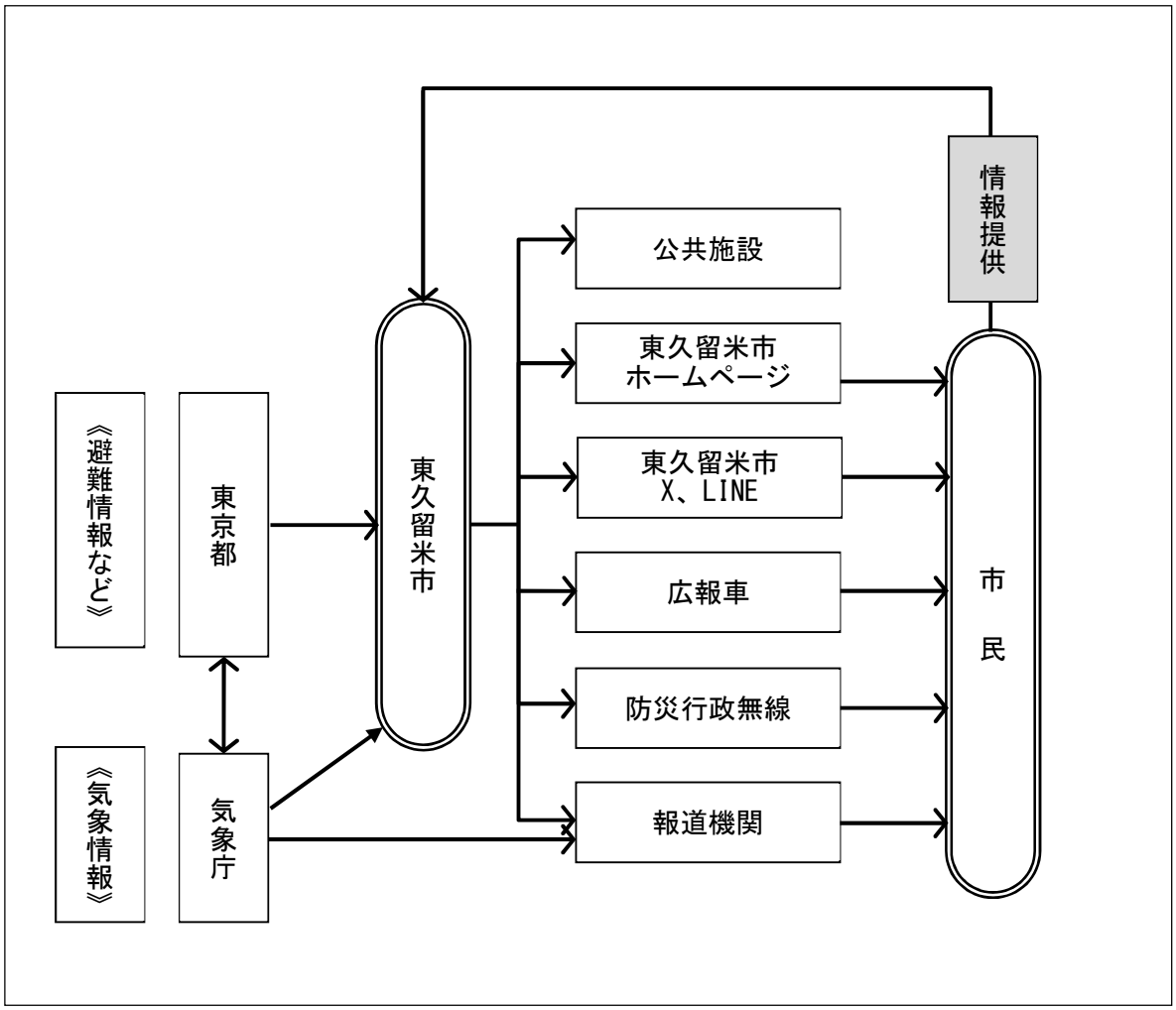

資料第１３　下水道計画一般図（雨水）

（令和３年４月現在）

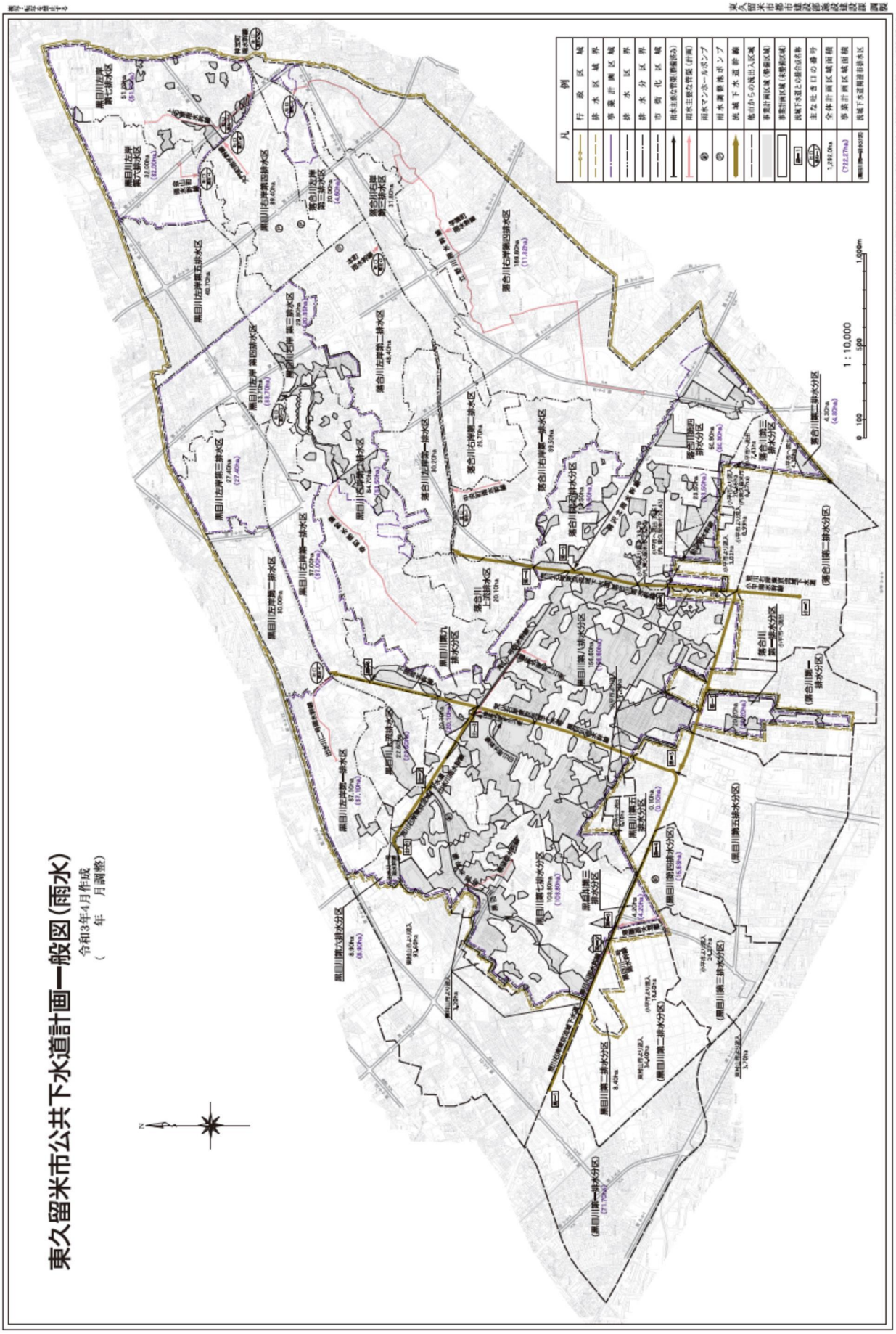

資料第１４　防火・準防火地域指定状況

（令和７年１月１日現在）

区　　分	面積（ｈａ）	構成比（%）
防 火 地 域（商業地域）	16.9	1.3
準防火地域（住居地域）	538.4	41.8
無　指　定	733.5	56.9
合　　計	1,288.8	100.0

注）都市計画法７条に基づき（昭和 45 年 12 月 26 日付東京都告示第 1417 号）定めた面積による。

（出典：統計東久留米　令和６年版）

資料第１５　文化財一覧

（１）市指定文化財

（令和７年３月）

種　別		名　　称	所　在　地	
無形民俗文化財		南沢獅子舞	南沢 3-5-8	南沢氷川神社
		柳窪囃子	柳窪 4-15-16	天神社
		下里囃子	下里 2-9-32	下里氷川神社
		小山囃子	小山 1-14-25	子ノ神社
		神山囃子	神宝町 1-17-7	神山氷川神社
有形文化財	建造物	多聞寺山門	本町 4-13-16	多聞寺
		浄牧院旧山門	大門町 1-3-4	浄牧院
	絵　画・彫　刻・その他	板絵弁財天十五童子図	神宝町 2-13-9	宝泉寺
		多聞寺三代住職逆修供養板碑	本町 4-13-16	多聞寺
		月待板碑	小山 2-10-1	大円寺
		富士講関係文書	小山 3-7	個人
		米津寺開山大愚和尚肖像画	幸町 4-2-40	米津寺
		加藤清正虎退治絵馬	南沢 3-5-8	南沢氷川神社
		承応三年棟札		
		多聞寺前遺跡出土品一括	滝山 4-3-14	郷土資料室
		天正十一年板碑		
		明治時代各村地引絵図		
		向山遺跡出土品一括		
		神明山南遺跡出土品一括		
		六仙遺跡出土品一括		
		地租改正取調野帳		

種　別		名　　称	所　在　地	
		里道調		
		阿弥陀如来立像画像板碑	下里 1-5	墓地内
		新山遺跡出土品一括	下里 3-11-25	下里小学校
		下里本邑遺跡出土品一括	野火止 3-4-22	下里本邑遺跡館
		十三仏板碑	八幡町 2-11	墓地内
		村野家住宅建築関係文書	柳窪 4	個人
		七福神遊宴の図	柳窪 4	個人
有形民俗文化財		地蔵菩薩	神宝町 2-3	路傍
		地蔵菩薩 石幢六地蔵	神宝町 2-13-9	宝泉寺
		庚申塔	氷川台 2-3	三叉路
		不動明王	新川町 1-18	不動橋
		庚申塔	新川町 2-5	路傍
		廻国供養塔	浅間町 2-5	墓地入り口
		旧下里村穀櫃 庚申塔 庚申塔 馬頭観世音塔 石橋供養塔	小山 2-10-1	大円寺
		石橋供養塔・力石	小山 4-1-25	小山生活改善センター
		庚申塔	中央町 3-11	路傍
		石橋廻国供養塔	中央町 3-11	神明橋
		地蔵菩薩	中央町 5-3	三叉路
		弁財天碑	中央町 5-9-6	弁天フィッシング
		地蔵菩薩	中央町 5-10	路傍
		庚申塔 常夜塔	南沢 1-2	老松橋
		庚申塔	南沢 2-21	笠松坂
		庚申塔	前沢 1-9	三叉路
		庚申塔	南町 2-5	路傍
		馬頭観世音塔	下里 3-25	路傍
		石橋供養塔 庚申塔	柳窪 4-15	長福寺
		地蔵菩薩	柳窪 5-6	墓地入り口
		旧延命寺跡民間信仰石造物群	八幡町 2-11	墓地

種　別	名　　称	所　在　地
	地蔵菩薩石造	中央町 5-7　　路傍
	地蔵菩薩石造	柳窪 4-15　　長福寺
	村野家（屋号・天神前）の衣食住資料及び商いと糸繭飛白縞資料	柳窪 4　　個人
	奉納幟	氷川台 1-12-2　　門前氷川神社
	奉納幟	南沢 3-5-8　　南沢氷川神社
	奉納幟	南町 2-3-17　　柳窪新田神明社
	雨乞い幟	小山 1-14-25　　子ノ神社
	奉納幟	下里 2-9-32　　下里氷川神社
史　　跡	神谷家墓所	大門町 1-3-4　　浄牧院
	鈴木家墓所	
	小山台遺跡	小山 1-10　　小山台遺跡公園
	柳窪梅林の碑	柳窪 4-15-16　　天神社
	筆子塚	柳窪 5-6　　墓所内
旧　　跡	共立学校跡	本町 4-13-16　　多聞寺前
	成蹊学校跡	八幡町 2-10-10　　ごみ対策課敷地内
	楊柳沢御殿跡	八幡町 2-11　　墓地
	武蔵野鉄道引き込み線跡	学園町 1-1～2-1　　たての緑地
	北多摩陸軍通信所跡	前沢 5 丁目他
	海軍大和田通信隊跡	上の原 1 丁目、2 丁目
天然記念物	浄牧院のカヤ	大門町 1-3-4　　浄牧院

（2）都指定文化財

（令和７年４月現在）

種　別	名　　称	所　在　地
史　跡	米津家大名墓所	幸町 4-2-40　　米津寺内
	新山遺跡	下里 3-21-1　　下里中学校内
	下里本邑遺跡	野火止 3-3-4　　下里本邑遺跡公園内
建造物	自由学園（７棟）	学園町 1-8-15　　学校法人自由学園内

（３）国登録有形文化財

（令和７年４月現在）

種　別	名　　称	所　在　地
建　造　物	村野家住宅（７件）	柳窪 4-15

（４）文化財保存施設一覧

（令和７年１月１日現在）

名　　称	所　在　地	規　模　等
郷土資料室	滝山 4-3-14	わくわく健康プラザ内（363 ㎡）
文化財保存整理室	中央町 2-5-2	プレハブ造り２階（132.5 ㎡）
民具保存館	野火止 3-6-30	旧学童保育・プレハブ造り１階（106 ㎡）
下里本邑遺跡館	野火止 3-4-22	下里本邑遺跡公園内（49 ㎡）
旧新山遺跡資料展示室	下里 3-11-25	市立下里小学校内（28 ㎡）
旧下里小学校　配膳室	下里 3-11-25	下里小学校内（109.39 ㎡）
第三小学校郷土資料室	中央町 1-16-1	プレハブ造り１階（88 ㎡）

（５）屋外展示施設一覧

（令和７年１月１日現在）

名　　称	所　在　地	規　模　等
柄鏡形住居跡展示施設	下里 3-21-1	下里中学校校庭（都指定史跡）

（６）遺跡公園一覧

（令和７年１月１日現在）

名　　称	所　在　地	規　模　等
小山台遺跡公園	小山 1-10	市指定史跡（4,400 ㎡）
下里本邑遺跡公園	野火止 3-4	都指定史跡（8,000 ㎡）

資料第１６　消防水利の現況等

≪消防水利の現況≫　（令和６年４月１日現在）

区　分	消 火 栓	貯水槽	プール	池	合　計
基　数	1,083	205	23	1	1,312

（出典：統計東久留米　令和６年版）

資料第１７　市内公道現況

（令和５年４月１日現在）

総　数		主要地方道		一般都道		市　　道	
延　長（m）	面　積（㎡）	延　長（m）	面　積（㎡）	延　長（m）	面　積（㎡）	延　長（m）	面　積（㎡）
257,438	1,665,085	13,713	186,068	6,429	90,402	237,296	1,388,615

資料：東京都統計年鑑

（出典：統計東久留米　令和６年版）

資料第１８　市内橋梁現況

（令和７年４月１日現在）

種　別	鋼　橋（箇所）	コンクリート橋（箇所）	歩道橋（箇所）	計（箇所）	延　長（m）
都　道	1	9	4	14	449.30
市　道	19	35	2	56	643.29
計	20	44	6	70	1,092.59

資料第１９　都市計画道路網図

（令和４年１月現在）

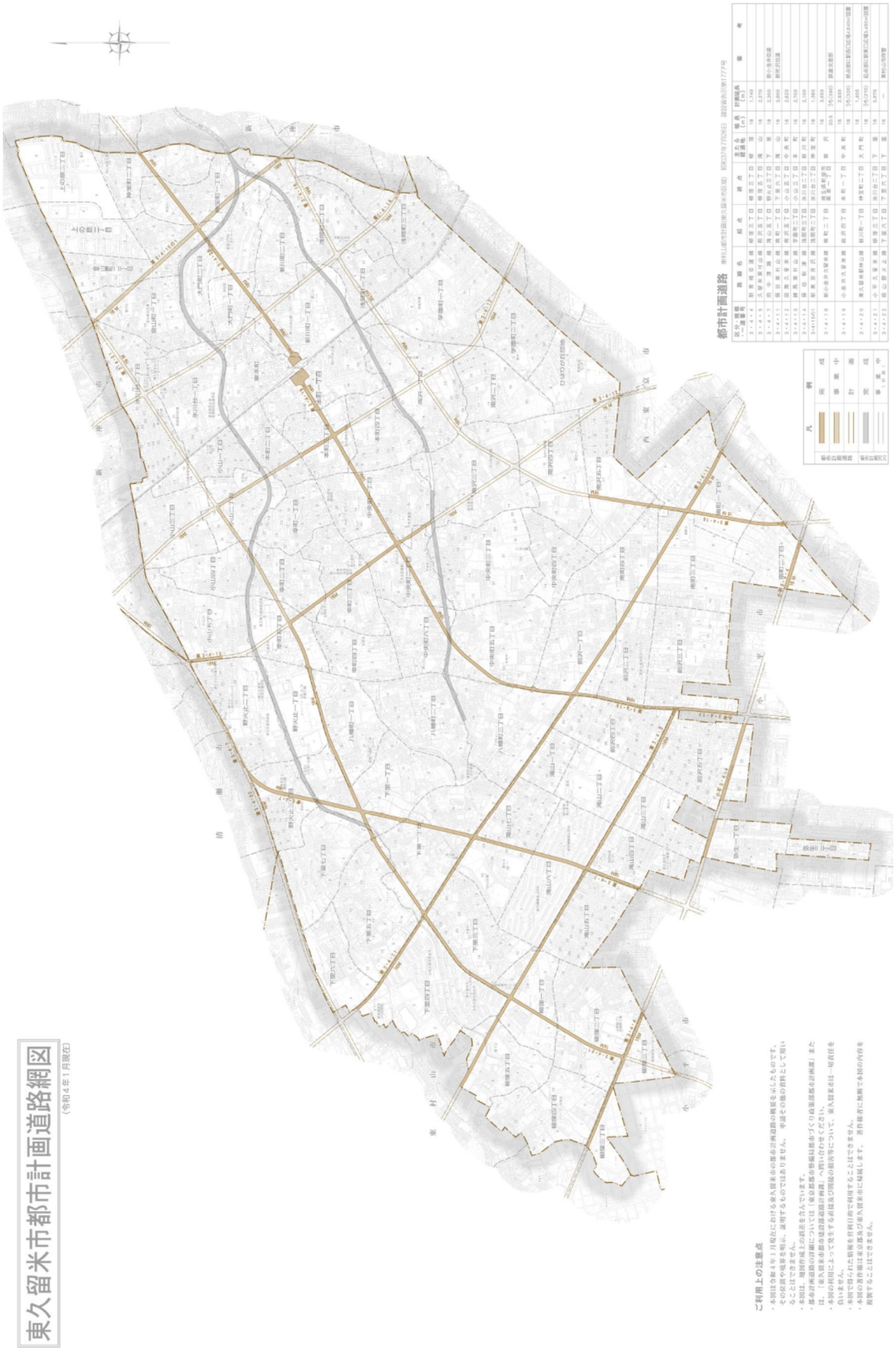

資料第２０　無電柱化計画路線図

番号	路線区分	路　線　名	延長	想定 事業期間
1	現　道	市道 103 号線、市道 103-1 号線、市道 103-3 号線(さいわい通り)	0.7 ㎞	8 年
2	現　道	市道 105-1 号線、市道 105-4 号線(下里本邑通り、さいわい通り)	1.1 ㎞	9 年
3	現　道	市道 106-2 号線(新所沢街道)	1.2 ㎞	9 年
4	現　道	市道 107-1 号線(滝山中央通り)	1.0 ㎞	9 年
5	都市計画道路	東村山 3･4･20 号線 (都道 24～埼玉県境)	0.5 ㎞	計画期間内に完了を目指す
6	都市計画道路	東村山 3･4･13 号線①(東村山 3･4･18～本町四丁目)	0.5 ㎞	
7	都市計画道路	東村山 3･4･13 号線②(都道 234～埼玉県境)	1.0 ㎞	
8	都市計画道路	東村山 3･4･21 号線①(小平市境～東村山 3･4･4)	0.3 ㎞	
9	都市計画道路	東村山 3･4･21 号線②(東村山 3･4･12～東村山 3･4･13)	0.7 ㎞	

資料：東久留米市無電柱化推進計画〔概要版〕

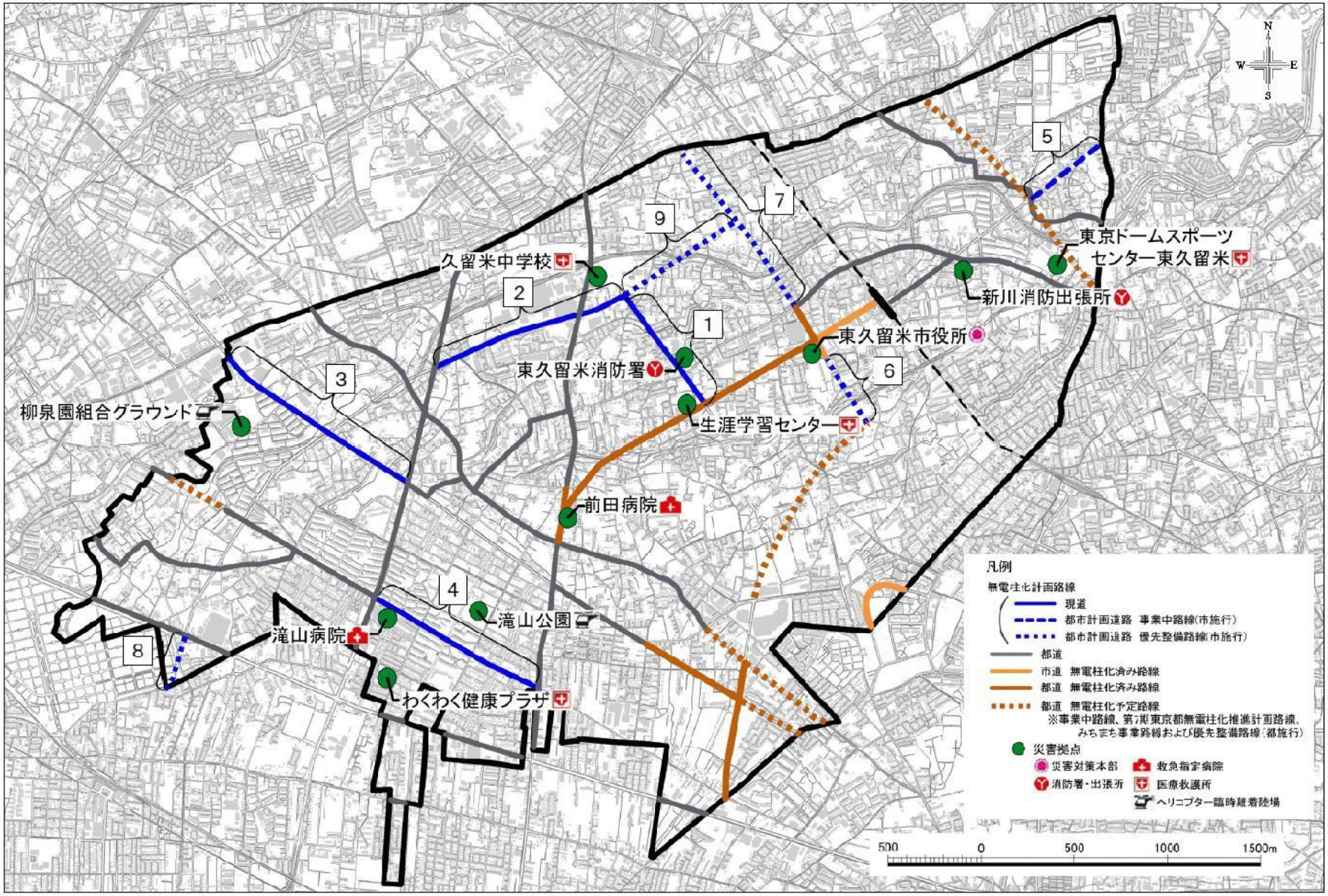
N
W
E
S
5
7
9
2
1
3
6
4
8
久留米中学校
東京ドームスポーツ
センター東久留米
新川消防出張所
東久留米市役所
東久留米消防署
柳泉園組合グラウンド
生涯学習センター
前田病院
滝山公園
滝山病院
わくわく健康プラザ
凡例
無電柱化計画路線
現道
都市計画道路 事業中路線(市施行)
都市計画道路 優先整備路線(市施行)
都道
市道 無電柱化済み路線
都道 無電柱化済み路線
都道 無電柱化予定路線
※事業中路線、第7期東京都無電柱化推進計画路線、
みちまち事業路線および優先整備路線(都施行)
災害拠点
災害対策本部
救急指定病院
消防署・出張所
医療救護所
ヘリコプター臨時離着陸場
500
0
500
1000
1500m

資料第２１　河川の現況

種　別	河川名	延長	管理者	備　考
一級河川	黒目川	4,316.67m	都	
	落合川	3,413.27m		
普通河川	中溝川	346.77m	市	黒目川水系
	黒目川	2,592.12m		
	出水川	1,471.39m		
	楊柳川	2,118.55m		
	弁天川	1,145.4m		
	西妻川	758.13m		
	立野川	2,357.17m		
	落合川支流１	399.62m		落合川水系
	落合川支流２	481.32m		
	落合川支流３	21.96m		
排 水 路	小平排水	1,968.33m		黒目川水系
調 節 池	黒目橋調節池	221,000 ㎥	都	
用　　水	野火止用水	2,099.77m	市	

資料第２２　東京都緊急輸送道路

（令和２年４月現在）

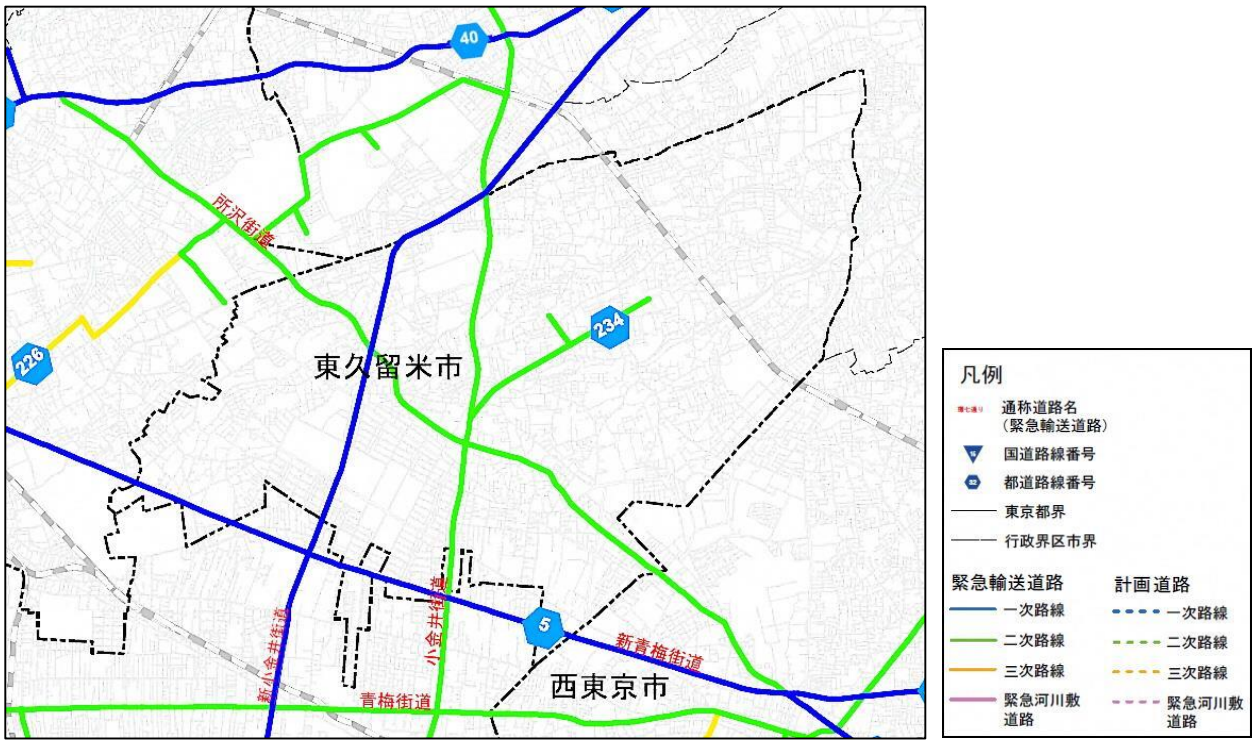

資料第２３　緊急道路障害物除去路線（東京都）

（令和５年３月現在）

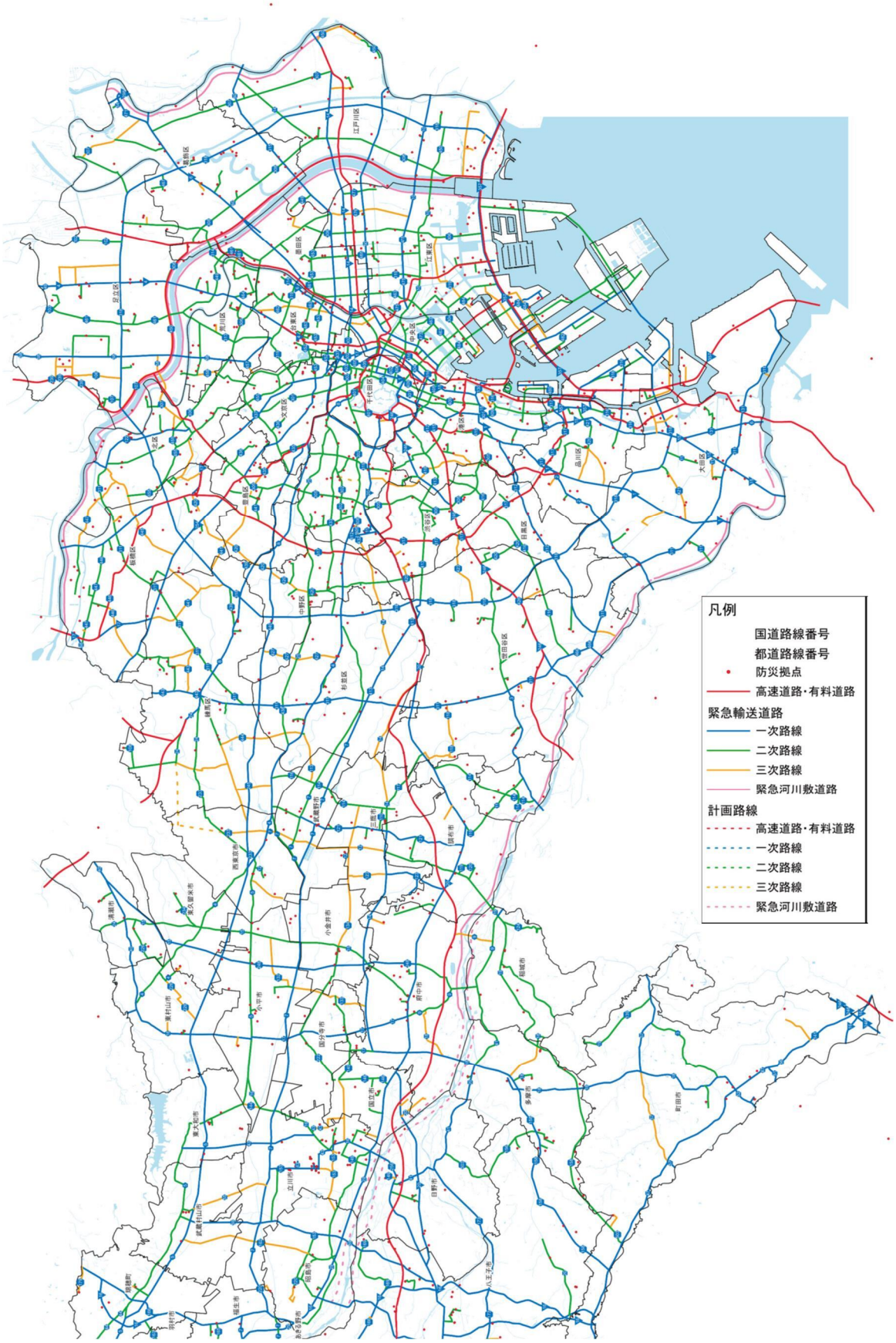

資料第２４－１　上水道施設の現況（１）給水所施設

（令和７年３月 31 日現在）

施設／設備	南沢給水所 南沢 3-9-21		滝山給水所 滝山 6-1-1	
取水設備	南沢一号水源	1,500 ㎥／日	滝山水源	1,500 ㎥／日
	南沢二号水源	休止		
	南沢三号水源	1,450 ㎥／日		
	南沢四号水源	1,450 ㎥／日		
	計	4,400 ㎥／日	計	1,500 ㎥／日
貯水設備	配水池　１池	10,000 ㎥	配水池　４池	5,900 ㎥

資料第２４－２　上水道施設の現況（２）配水管施設

（単位：m・個・基）

年度	管							付属器具				
	総計	送水管		配水管				弁		消火栓		
		1,000～600㎜	500㎜以下	1,000～600㎜	500～300㎜	250～75㎜	75㎜未満	制水弁	空気弁	計	地下 単口	地下 双口
平成 31 年度	275,529	1,846	3,392	2,772	31,117	235,813	589	3,640	168	1,044	950	94
令和 2	278,216	1,846	3,392	2,772	32,386	237,231	589	3,685	176	1,047	954	93
3	278,583	1,846	3,392	2,772	32,386	237,598	589	3,695	175	1,048	956	92
4	278,826	1,846	3,392	2,772	31,827	238,400	589	3,706	175	1,049	959	90
5	279,574	1,846	3,392	2,772	32,348	238,627	589	3,727	178	1,049	959	90

資料：東京都水道局　多摩水道改革推進本部

（出典：統計東久留米　令和６年版）

資料第２５　大震災時における交通規制措置の概要

１　大震災（震度６弱以上）が発生した場合

大震災発生直後から、以下のような交通規制を段階的に実施する。

（１）第一次交通規制（発生直後）

人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等を円滑に通すための交通規制である。

ア　環状７号線内側方向へは、一般車両の通行を禁止する。（※環状７号線は、迂回路として通行可）

イ　環状８号線では、都心方向への一般車両の流入を抑制する。（環状８号線の都心方向への青信号は、時間短縮）

ウ　下記の７路線が「緊急自動車専用路」となり、緊急自動車等以外の一般車両の通行を禁止する。（※高速道路を１路線とする。）

国　　道	・国道 4 号（日光街道　他） ・国道 17 号（中山道・白山通り　他） ・国道 20 号（甲州街道　他） ・国道 246 号（青山通り・玉川通り）
都　　道	・目白通り・新目白通り ・外堀通り
高速道路	・高速自動車国道・首都高速道路　等

エ　第一次交通規制図は、別図１を参照

（２）第二次交通規制（被害状況及び道路状況を確認した後）

復旧復興のための災害応急対策を円滑に行うための交通規制である。

第一次交通規制の緊急自動車専用路が、この段階で緊急交通路となり、さらに、下記の代表的な路線（３５路線）のうち必要な路線を、「緊急交通路」に指定する。

国道 1 号（第二京浜ほか）	国道 6 号（水戸街道ほか）
国道 14 号（京葉道路）	国道 15 号（第一京浜ほか）
国道 17 号（新大宮バイパス）	国道 122 号（北本通りほか）
国道 254 号（川越街道ほか）	国道 357 号（湾岸道路）
都道 2 号（中原街道）	都道 4 号ほか（青梅・新青梅街道）
都道 7 号ほか（井の頭通り・五日市街道・睦橋通り）	都道 312 号（目黒通り）
都道 315 号ほか（蔵前橋通りほか）	国道 16 号（東京環状ほか）
国道 20 号（日野バイパスほか）	国道 139 号（旧青梅街道）
国道 246 号（大和厚木バイパス）	都道 9 号（稲城大橋通りほか）
都道 14 号（東八道路）	都道 15 号ほか（小金井街道）
都道 17 号ほか（府中街道・志木街道）	都道 18 号ほか（鎌倉街道ほか）
都道 20 号ほか（川崎街道）	都道 29 号ほか（新奥多摩街道ほか）

都道 43 号ほか（芋窪街道ほか）	都道 47 号ほか（町田街道）
都道 51 号（町田厚木線）	都道 59 号（八王子武蔵村山線）
都道 121 号（三鷹通り）	都道 153 号ほか（中央南北線ほか）
都道 158 号（多摩ニュータウン通り）	都道 169 号ほか（新滝山・滝山・吉野街道）
都道 173 号（北野街道）	都道 248 号ほか（新小金井街道）
都道 256 号（甲州街道）	

第二次交通規制図は、別図２を参照

（３）市関係の交通規制

緊急交通路として、新青梅街道及び小金井街道は、車両通行止め

【緊急自動車専用路・緊急交通路詳細図】

（令和元年４月１日）

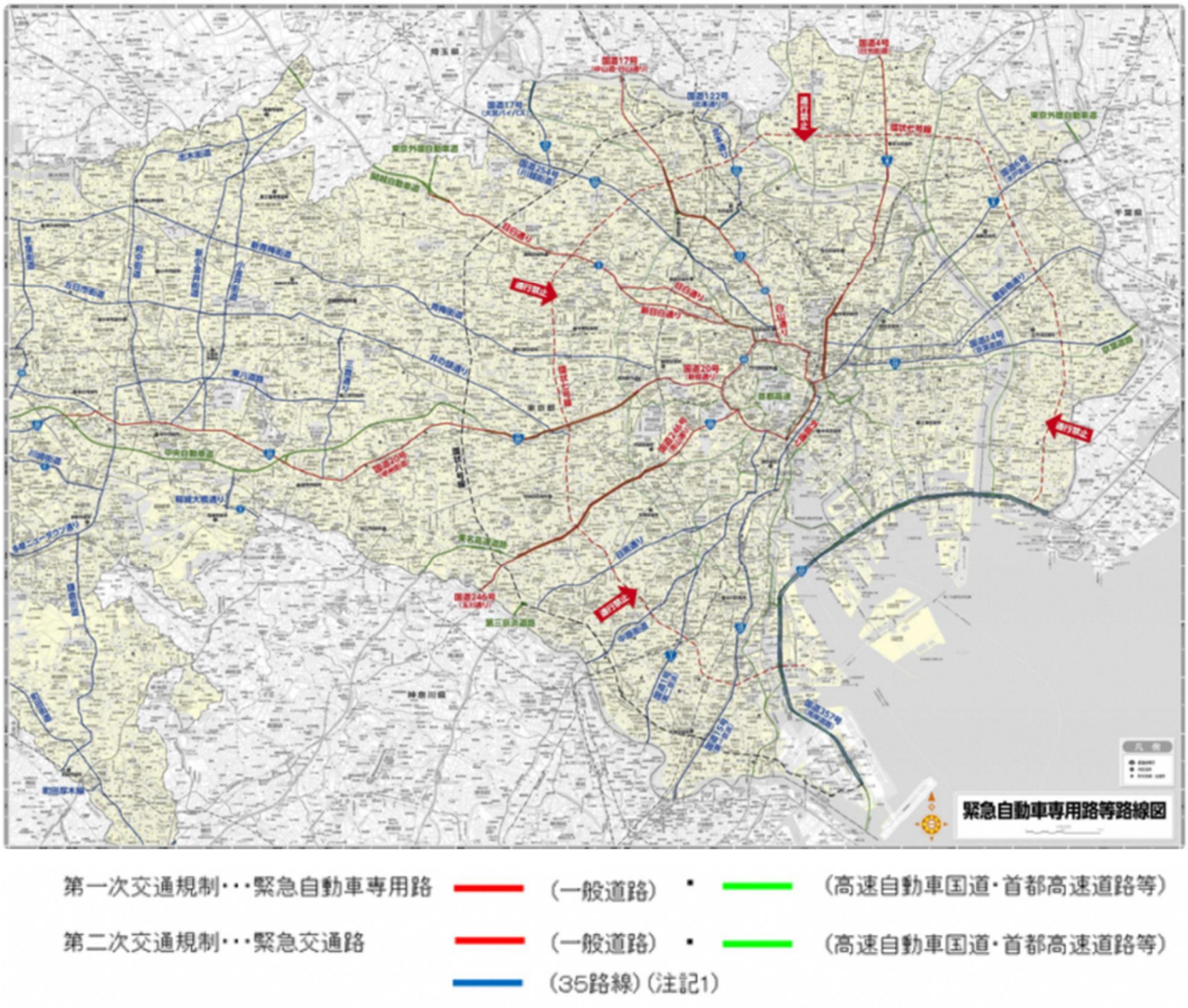

（注記1）第二次交通規制時に被害状況、道路交通状況、災害応急対策の進展状況等を勘案し、必要に応じて緊急交通路に指定される路線

2　震度５強の地震が発生した場合

震度５強の地震が発生した場合、都心部における交通混乱を回避するため、都心部における帰宅困難者の滞留状況、交通渋滞の発生状況等を勘案し、必要に応じ、次の交通規制が実施される。

・環状７号線内側への一般車両の通行禁止
・環状８号線内側への一般車両の流入抑制

別図１

【第一次交通規制図】

（令和元年４月１日）

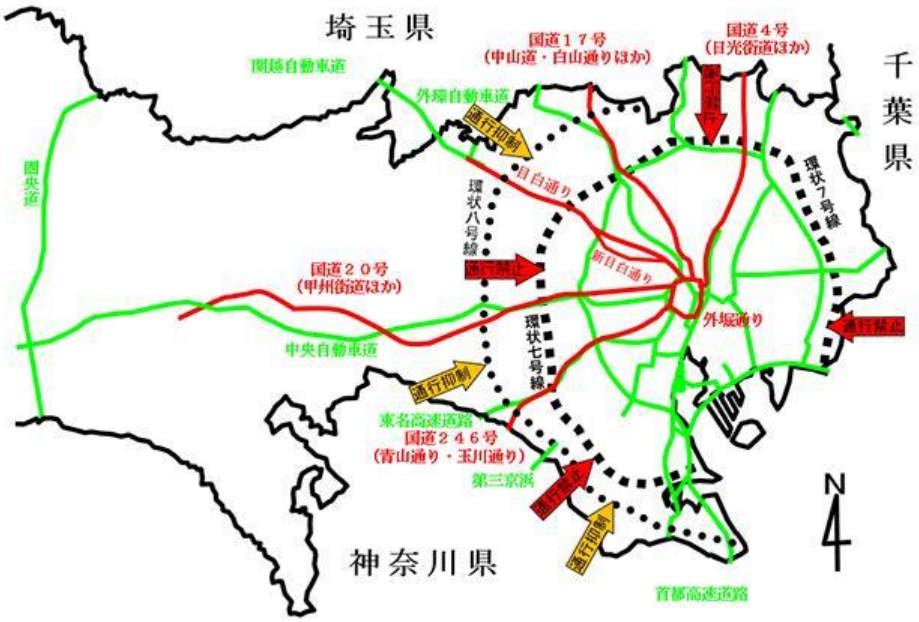

凡　　例			
環状七号線	■ ■ ■ ■	環状八号線	● ● ● ● ● ●
緊急自動車専用路		国道4号、国道17号（白山通りほか）、国道20号、国道246号、目白通り・新目白通り、外堀通り	
		高速自動車国道・首都高速道路等	

別図２

【第二次交通規制図】

（令和元年４月１日）

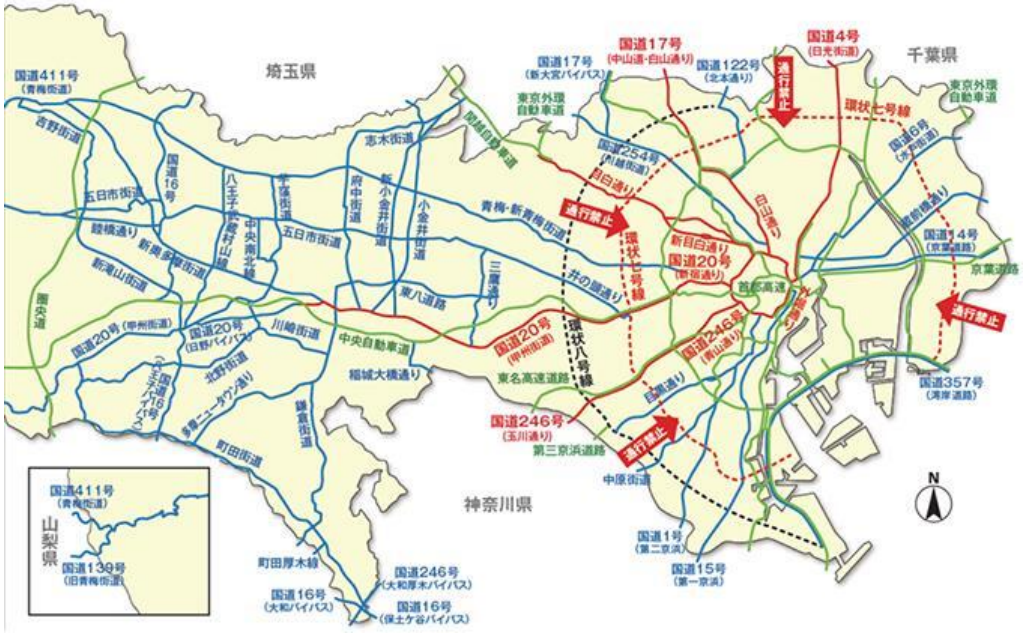

凡例			
環状七号線	■■■■■	環状八号線	●●●●●●
緊急交通路	━━	優先して指定する路線 （国道4号・国道17号（白山通りほか）・国道20号 ・国道246号・目白通り、新目白通り・外堀通り）	
	━━	優先して指定する路線 （高速自動車国道・首都高速道路等）	
	━━	被害状況により指定する路線	

資料第２６　緊急通行車両等の確認事務を伴う事前の申出制度の運用について

警視庁

１　大規模災害等発生時の交通規制

大震災等の大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止されます。ただし、災害応急対策等に従事する車両は、所定の手続きを受けると標章と証明書が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行することができます。

２　緊急通行（輸送）車両の確認申出要領（災害発生前）

災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両については、災害発生前において、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けることができます。

（１）緊急通行（輸送）車両の確認申出ができる車両

緊急通行（輸送）車両として確認申出をするためには、下記項目の全てを満たすことが必要です。

①災害対策基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策に従事する車両

又は

②大規模地震対策特別措置法第 21 条第 1 項に定める地震防災応急対策に従事する車両

又は

③原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項に定める緊急事態応急対策に従事する車両

又は

④武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 3 項に定める国民の保護のための措置の対策に従事する車両

⑤指定行政機関等が、保有・調達する車両又は指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両

⑥東京都内に使用の本拠を有する車両

（２）必要書類等

①緊急通行（輸送）車両確認申出書

②添付書類

・自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し（原動機付自転車は標識交付証明書）

・災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類（例：防災業務計画（抜粋可）、契約書の写し、証明書等）

・指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類（例：車両リスト等）

・指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結している企業・団体については、その協定書・契約書の写し

（３）標章及び証明書の交付

申出受理後、書類審査を経て後日交付されます。

（４）標章及び証明書の再交付、記載事項変更

標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した際は、再交付申出書を提出してくださ

い。

標章及び証明書の記載事項が変更した際は、記載事項変更届出書及び変更事項が確認できる書類を提出してください。

（５）申出先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署

３　災害発生後の各種手続き要領

災害発生後の手続きについては、緊急通行車両と規制除外車両では手続きが異なりますので、以下のとおり確認してください。

（１）緊急通行（輸送）車両確認申出済の車両

すでに標章・証明書の交付を受けているため、標章を車両に掲示し緊急交通路を通行できます。検問所等で停止を求められた際は、車両に掲示している標章の確認を受けて下さい。

（２）緊急通行（輸送）車両確認申出を新規で申請する車両

上記の緊急通行車両の確認申出要領に従って必要書類を準備し、書類審査を受け標章・証明書の交付を受けて下さい。

（３）緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両

すでに交付を受けている緊急通行車両等事前届出済証を提示し、「緊急通行車両確認申出書」を記載し、標章・証明書の交付を受けて下さい。

（４）規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両

すでに交付を受けている規制除外車両事前届出済証を提示し、「規制除外車両確認申出書」を記載し、標章・証明書の交付を受けて下さい。

（５）規制除外車両事前届出済証の交付を受けていない車両

規制除外車両の事前届出要領と同様の添付書類を準備し、「規制除外車両確認申出書」を提出し、書類審査を受け標章・証明書の交付を受けて下さい。

（６）申請先

警視庁本部（交通規制課）、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署、緊急交通路上の交通検問所

４　注意事項

・標章や証明書、規制除外車両事前届出済証は紛失されますと再交付手続きが必要となりますので、確実な保管をお願いします。
・交付を受けている車両が災害応急対策車両に該当しなくなった場合や標章及び証明書の有効期限が到来した場合は、申出（届出）をした警察署へ返納して下さい。
・手数料は無料です。

資料第２７　交通規制対象除外車両の認定

災害発生後において、緊急通行車両以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外されることとなる。

交通規制対象除外車両の認定に係る事務については、警察署長等が行う。

第１　交通規制対象除外車両の認定に係る事務

１　交通規制の対象から除外される車両(資料第２８-３参照)

通行の禁止又は制限の対象から除外する車両は、次のとおりとする。

（１）災害応急対策に従事する者が使用中の自転車

（２）災害発生後、災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車

（３）警察署長等が、次の理由によりやむを得ないと認め別記様式第６「規制除外車両確認証明書」及び「除外標章」を交付した車両で、除外標章を提出しているもの。

ア　緊急の手当を要する負傷者又は急病人の搬送

イ　徒歩で避難することが困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障がい者の最寄りの病院、避難場所等への避難

ウ　報道機関の緊急取材

エ　協定を締結した新聞社の新聞又は新聞ロール紙の搬送

オ　その他通行させることがやむを得ない理由

２　交通規制対象除外車両の認定手続

（１）申請者

前の１の（３）のいずれかの理由により車両を使用するため、除外標章の交付を受けようとする者

（２）申請先

警察署長等を窓口として、別記様式第５「規制除外車両確認申出書」により、公安委員会に対して行う。

（３）認定並びに標章及び証明書の交付

交通規制対象除外車両の申請を受理した警察署長等は、通行の必要を認め、かつ緊急通行車両等の通行に支障をおよぼさないと認めた場合においては、除外標章及び規制除外車両確認証明書の交付の措置をとること。

認定並びに標章及び証明書の交付について田無警察署では、本署で行っている。

（４）緊急措置

ア　前記１の（３）の理由に該当する車両で、特に緊急を要すると認められるものについては、現場の警察官の判断で別記（２）の手続きを省略し、除外標章を交付する。

イ　前記アの場合において、現場の警察官が除外標章を所持せず交付できないときは、近くの警察署、交通検問所で交付を受けるよう教示し、そのまま通行させる。

資料第２８－１　緊急通行車両確認申出書

別記様式第３（第６条関係）

年　　月　　日

知事・公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住　所	（　）　局　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住　所	（　）　局　番
	氏　名	
備　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

資料第２８－２　緊急通行車両確認証明書

別記様式第５（第６条の２関係）

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　　事　㊞
公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活　動　地　域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">有　効　期　限</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第４（第６条の２関係）

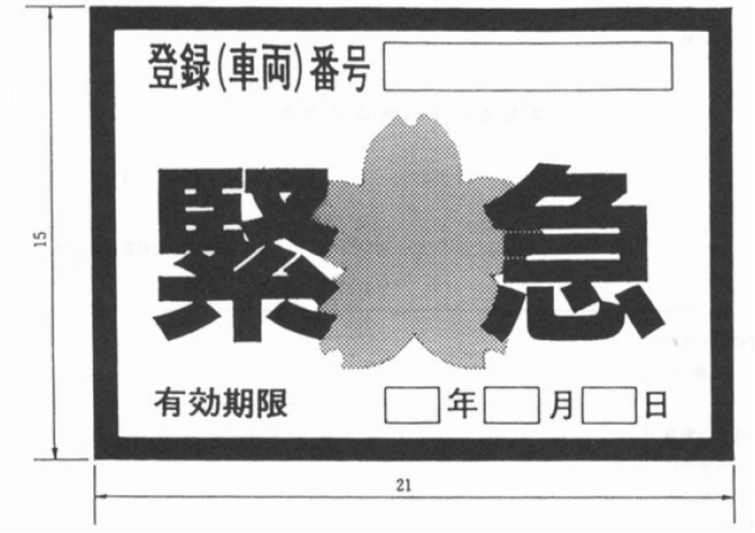

備考１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料第２８－３　規制除外車両確認申出書

別記様式第５

年　月　日

東京都公安委員会　殿

規制除外車両確認申出書

申出者　住所

氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　）　局　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	（　）　局　番
	氏名	
備考		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第６

第　号

年　月　日

規制除外車両確認証明書

東京都公安委員会

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　）　局　番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

資料第２９　災害用伝言板の利用方法（ＮＴＴ東日本）

災害用伝言板（web171）概要とご提供のしくみ（NTT 東日本・NTT 西日本）

【サービス概要】

近々に高い確率で発災が想定される東海地震をはじめとした大地震、台風、集中豪雨等の風水害の増加等、安否確認の重要性が再認識されています。そのような状況の中、大規模災害等発生時にインターネットを利用した被災地の方々の安否情報を確認する手段として、より便利に、より安心してご利用いただくために、スマートフォンへの対応や伝言登録の通知機能を備えた「災害用伝言板（web171）」を提供することとしました。

災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。登録したメッセージを通知することもできます。また、災害用伝言ダイヤル(171)に登録されたメッセージを確認することができます。

また、メール通知先は最大 10 件まで登録可能です。 音声通知先は最大 1 件まで登録可能です。なお、国際電話番号、フリーダイヤル等の着信課金番号、110 番や 119 番などの特番等、通知先として指定できない電話番号があります。

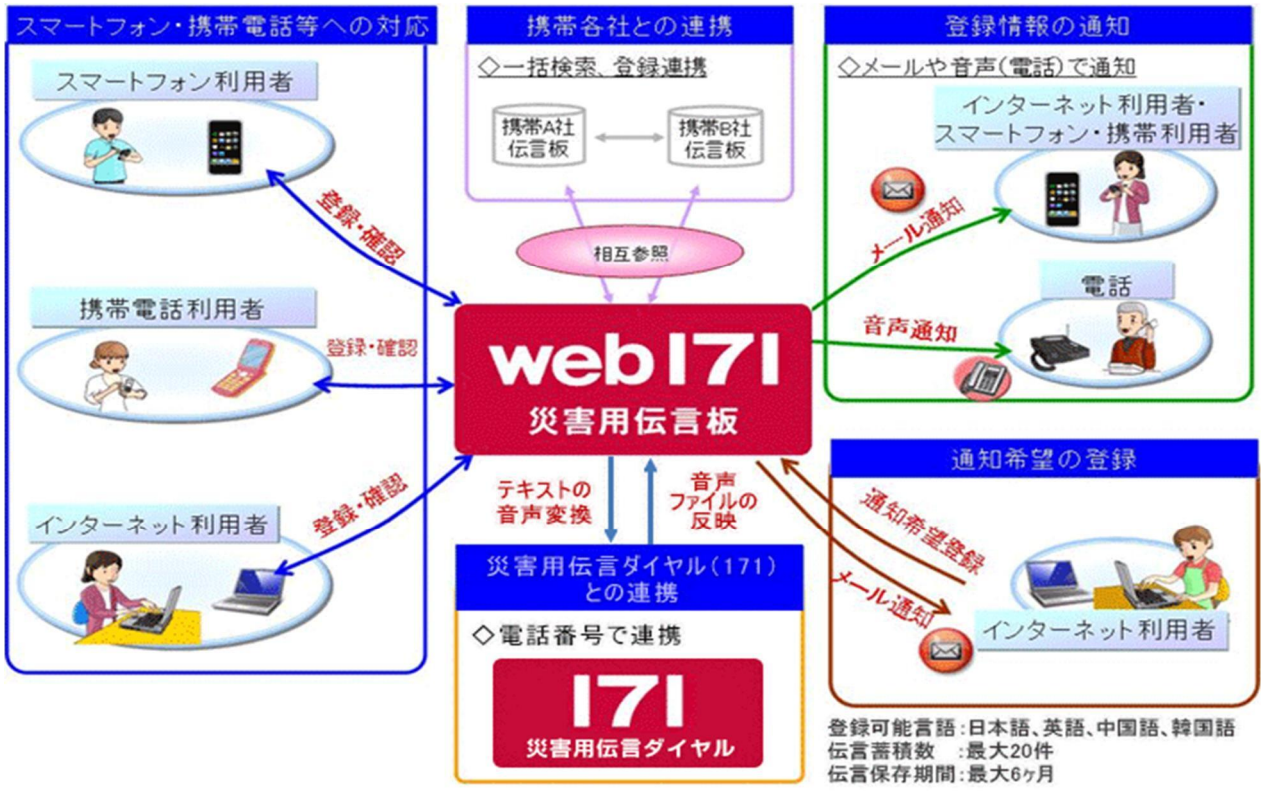

災害用伝言板の利用は、下記 URL へアクセスしてください。

https://www.web171.jp/

資料第３０　東久留米市における災害発生時の避難所初期活動班に関する要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、災害が発生した場合における避難所等での円滑な避難所初期活動を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　避難所　東久留米市（以下「市」という。）が指定する指定避難所定をいう。

（２）　災害発生時　地震等による災害が発生した場合（その恐れがある場合を含む。）をいう。

（３）　避難所初期活動班　避難所初期活動班員によって組織され、各避難所等において避難所開設に必要な準備等の業務を行う班をいう。

（４）　災害対策本部　東久留米市災害対策本部条例（昭和38年条例第28号。以下「条例」という。）に基づく災害対策本部をいう。

（５）　本部長　条例第２条に規定する本部長をいう。

（任免）

第３　東久留米市長（以下「市長」という。）は、東久留米市内（以下「市内」という。）及び市の近隣に居住する職員のうちから避難所初期活動班員を任命する。

２　第３の１の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第３の１に規定する職員以外の職員のうちから避難所初期活動班員を任命することができる。

３　市長は、避難所初期活動班員の任命の際に出動場所等を指定する。

４　市長は、避難所初期活動班員のうちから各避難所初期活動班の班長（以下「班長」という。）及び副班長（以下「副班長」という。）を任命する。

５　避難所初期活動班員として任命された者は、病気、転居等により避難所初期活動班員として活動することが困難になったときは、遅滞なく解任申出書（様式第１号）を提出しなければならない。

６　避難所初期活動班員の任期は、特に定めない。ただし、避難所初期活動班員の人員を見直す場合又は休職、退職、病気、転居等により避難所初期活動班員として活動することが困難であると市長が認めた場合には、その者を解任する。

（出動及び業務）

第４　避難所初期活動班員は、市内において次の各号のいずれかの事態が発生したときは、速やかに指定された出動場所に出動しなければならない。ただし、特別の事情により出動できないときは、速やかに災害対策本部及び班長にその旨を連絡するものとする。

（１）　震度５強以上の地震が発生したとき。

（２）　その他災害発生により、市長が出動を命ずるとき。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、他の出動場所へ出動させることができる。

３　避難所初期活動班は、災害対策本部が設置され災害応急対策の円滑な遂行が確保されるまでの間、別表に定める業務を行う。

（任務）

第５　班長は、避難所初期活動班の分担業務をつかさどり、所属の避難所初期活動班員を指揮する。

２　副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

３　避難所初期活動班員は、班長の命を受け迅速かつ適正に避難所初期活動班の業務を遂行しなければならない。

４　避難所初期活動班員は、災害の発生に備え、市が行う訓練への参加等を通じて常に自己の分担業務の修得に努めなければならない。

（庶務）

第６　避難所初期活動班に関する庶務は、防災防犯課において行う。

（その他）

第７　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この訓令は、平成24年７月４日から施行する。

付　則（平成26年３月17日訓令乙第28号）

この訓令は、平成26年３月17日から施行する。

付　則（平成26年12月22日訓令乙第163号）

この訓令は、平成27年１月15日から施行する。

付　則（平成28年２月３日訓令乙第６号）

この訓令は、平成28年２月26日から施行する。

付　則（令和３年６月２９日訓令乙第３７号）

この訓令は、令和３年７月１日から施行する。

別表（第４関係）

組織名	出動場所	業務内容
第一小学校避難所初期活動班	第一小学校	１．避難所開設に必要な準備を行う。 ２．避難所開設の指令を本部長から発したときには直ちに避難所を開設し、管理運営を行う。 ３．本部長発令前であっても市民が避難してきた場合は自己の判断で開設し、本部へ事後報告する。 ４．情報収集及び本部への伝達を行う。 ５．その他市民の安全確保を図るために必要な活動を行う。
第二小学校避難所初期活動班	第二小学校	
第三小学校避難所初期活動班	第三小学校	
第五小学校避難所初期活動班	第五小学校	
第六小学校避難所初期活動班	第六小学校	
第七小学校避難所初期活動班	第七小学校	
第九小学校避難所初期活動班	第九小学校	
第十小学校避難所初期活動班	第十小学校	
小山小学校避難所初期活動班	小山小学校	
神宝小学校避難所初期活動班	神宝小学校	
南町小学校避難所初期活動班	南町小学校	
本村小学校避難所初期活動班	本村小学校	
旧下里小学校避難所初期活動班	旧下里小学校	
東中学校避難所初期活動班	東中学校	
西中学校避難所初期活動班	西中学校	
南中学校避難所初期活動班	南中学校	
下里中学校避難所初期活動班	下里中学校	
中央中学校避難所初期活動班	中央中学校	
都立東久留米総合高等学校避難所初期活動班	都立東久留米総合高等学校	
都立久留米西高等学校避難所初期活動班	都立久留米西高等学校 ※風水害時のみ東久留米市野火止地区センター	
自由学園避難所初期活動班	自由学園　クラブハウス しののめ寮	
スポーツセンター	スポーツセンター ※風水害時のみ東久留米市浅間町地区センター	
クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン避難所初期活動班	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	

組織名	出動場所	業務内容
東京学芸大学附属特別支援学校避難所初期活動班	東京学芸大学附属特別支援学校	
東久留米駅初期活動班	東久留米駅 コミュニティホール東本町	１．帰宅困難者等駅滞留者の誘導。 ２．情報収集及び本部への伝達 ３．その他市民の安全確保を図るために必要な活動

様式第１号（第３関係）

年　　月　　日

東久留米市長　殿

解任申出書

下記の理由により、避難所初期活動班員としての活動が困難となったため、解任して頂きたく申し出ます。

□病気
□転出（転出先住所　　）
□転居（転居先住所　　）
□その他（　　）

氏　　名	
出動避難所	

資料第３１　東京消防庁等の震災消防活動

【東京消防庁等における初動態勢】

項 目	活　動　態　勢
震災第一 非常配備態勢	○　東京２３区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度５強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二 非常配備態勢	○　東京２３区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度６弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	○　震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 ○　震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

○　緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。

○　災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

【震災消防活動】

項目	内　　容
活動方針	○　延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○　震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 ○　延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	○　地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○　地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	○　防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ○　延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 ○　道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

項目	内　　容
救助・救急活動	○　特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。 ○　消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各種活動を行う。 ○　救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ○　救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 ○　救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ○　警視庁、自衛隊、東京DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
情報収集等	○　警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ○　震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○　関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
航空隊の活動	○　大規模な地震が発生した場合、又は被害の発生が予想される場合は、直ちに情報収集活動を行う。 ○　飛行活動環境の許容する範囲内で、地上消防部隊との連携のもと消防活動を行う。 ○　消火活動を行う航空機に対し、航空消防活動の調整及び上空からの指揮を行う。 ○　消防部隊及び使用資器材等の輸送を行う。 ○　上空からの必要な情報の伝達、広報活動を行う。 ○　救急患者、医師、医薬品等の輸送を行う。

○　知事は、消防組織法に基づき、消防庁長官から他の道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、消防総監及び市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を求める。

資料第３２　救急告示医療機関

（令和３年８月１日現在）

名　　称	所　　在　　地	電　話
公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052
滝山病院	東久留米市滝山 4-1-18	042-473-3311
前田病院	東久留米市中央町 5-13-34	042-473-2133

資料第３３　応急危険度判定の調査票等

１．判定時実施する調査表

応急危険度判定員は、建築物の構造（木造・鉄骨造・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）に応じた判定調査票をもとに２人１組で調査を実施する。被災建築物の危険度判定は、余震等による建築物の崩壊によって引き起こされる人命の危険度と、建築物の部分等の落下や転倒によって引き起こされる人命の危険度をそれぞれ別途に判定し、それぞれの危険度に応じて建築物等の使用の可否等を表示する。

木造建築物の応急危険度判定調査表

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

２．判定結果の判定ステッカー

判定調査表の結果に基づき判定された結果は、「危険」「要注意」「調査済」の判定ステッカーを建築物の出入口などの認識しやすい場所に表示する。また落下危険物等に対しては、危険箇所付近に判定ステッカーを表示する。

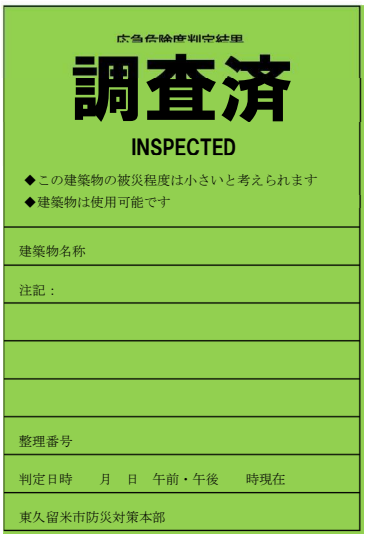

資料第３４　被害程度の認定基準（都総務局）

区　　分			基　　準
人的被害	死　　者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	災害関連死者		当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重　傷　者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽　傷　者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住　　家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全　壊 （全焼・全流出）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半　壊 （半　焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
		大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
		中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
		半　壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。

区　　分		基　　準
	準　半　壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	半壊に至らない（一部損壊）	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	※全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の損害個所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流出、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没	田の例に準じて取り扱う。
	畑の冠水	田の例に準じて取り扱う。
	学　　校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 条）第１条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道　　路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河　　川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港　　湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂　　防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

区　　分		基　　準
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電　　話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水　　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の個所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生件数		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
その他		備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料第３５　関係機関の広報活動内容

機関名	活　動　内　容
田　無 警察署	１　避難を必要とする情報 （１）火災の発生及び延焼状況 （２）高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ （３）崖（山）崩れのおそれ （４）その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ ２　混乱防止及び人身の安定を図るための情報 （１）余震等の気象庁の情報 （２）地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し （３）ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し （４）主要道路及び橋等の被害状況並びに復旧の見通し （５）交通機関の被害状況及び復旧の見通し （６）交通規制の実施状況及び渋滞情報 （７）被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 （８）その他混乱防止等を図るための情報 ３　デマ・流言打ち消し情報
東京電力 グループ	○　広報内容 ・電気による二次災害等を防止するための方法 ・避難時の電気安全に関する心構えについての情報 ・電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 ○　広報手段 ・テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ等を通じた広報 ・区市町村の防災行政無線（同報系）の活用 ・広報車等による直接当該地域への周知
東京ガス グループ	○　広報内容 ・ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し ・マイコンメーター復帰方法 ・ガス機器の使用上の注意事項 ○　広報手段 ・ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体 ○　ＮＨＫ及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布 ・大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。
ＮＴＴ 東日本	○　通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 ○　以下の措置等を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。 ・公衆電話の無料化 ・災害時用公衆電話の開設 ・避難所 Wi-Fi 等の開設 ・料金減免

機関名	活　動　内　容
東京消防庁	○　広報内容は次のとおりである。 ・出火防止、初期消火の呼びかけ ・救出救護及び要配慮者　（高齢者・身体障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等）への支援の呼びかけ ・火災及び水災に関する情報 ・避難指示等に関する情報 ・救急告示医療機関等の診療情報 ・その他市民が必要としている情報 ○　広報手段は、次のとおりである。 ・消防車両等の拡声装置等 ・消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 ・テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 ・ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 ・消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供
都多摩水道改革推進本部	○　地震発生直後に行う広報内容 ・水道施設の稼働状況 ・浄水場及び給水所における飲料水 ・応急対策の基本方針 ・その他住民への協力要請等 ○　応急対策開始後に行う広報内容 ・水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み ・復旧作業の実施方針 ・応急給水の実施方針及び給水拠点での応急給水実施状況 ・住民の注意すべき事項及び協力要請 ○　応急対策の進捗に伴う広報内容 ・水道施設の被害詳報及び復旧見込み ・前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ・当日の復旧活動の概要 ・水質についての注意 ・住民への協力要請 ○　広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・ＳＮＳを活用して行う。 ○　水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報、及び市の協力を得て、市の防災行政無線により実施する。

資料第３６　遺体収容予定施設一覧

（五十音順）

名　　称	所　　在　　地	電話番号
浄　牧　院	東久留米市大門町 1-3-4	471-0019
多　聞　寺	東久留米市本町 4-13-16	471-1234
大　円　寺	東久留米市小山 2-10-1	471-0042
米　津　寺	東久留米市幸町 4-2-40	471-1517
宝　泉　寺	東久留米市神宝町 2-13	471-0756

資料第３７　一時滞在施設の確保状況

名　　称	所　　在　　地	電話番号
コミュニティホール東本町	東久留米市東本町 7-6	474-4556
東横ＩＮＮホテル	東久留米市本町 1-4-8	429-1045
庄や東久留米店	東久留米市本町 1-5-13	477-1861
都立東久留米総合高等学校	東久留米市幸町 5-8-46	471-2510

資料第３８　「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方

平成 27 年２月 20 日

（１）背景

首都直下地震発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等については、帰宅が可能となるまでの間、待機する場所がないことが想定される。

このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を可能な限り多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、２０２０年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、国内外の観光客や外国人を想定した対策が急務である。

（２）用語の定義

ア 帰宅困難者

大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。具体的には、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと、あらかじめ公表しないものとに分けられる。

※あらかじめ公表するか、公表しないかは、各施設で選択する。

（あらかじめ公表することによって、社会貢献としてのＰＲ等が期待できる。）

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。

エ 避難所

地震による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため、区市町村又は民間事業者が開設する施設をいう。

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を管理する事業者等をいう。施設の特性によって、施設の所有者、占有者、管理者のいずれか又は複数が該当する。

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等をいう。

（３）対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、都県や市区町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等に加え、地下道等も想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性（昭和 56 年に導入された新耐震基準）を有した建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

また、平成２６年４月１日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講じる必要がある。

（４）開設基準

ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災

後３日間の運営を標準とする。
イ 帰宅困難者の受入は、床面積 3.3 ㎡当たり２人の収容（必要な通路の面積は算入しない）を目安とする（「避難所管理運営の指針」（東京都）を参考）。

（5）施設管理者の役割
施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。
ア 施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。
イ 水や食料、毛布等の支援物資を配布する。
ウ トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。
エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

（6）要配慮者への対応
施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者に特に配慮する。
ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等
待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや、一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。
あわせて、障がい者については、必要な支援や配慮を受けるため障がい者が他者に支援を求めるカード（例：ヘルプカード（東京都））の活用やユニバーサルデザイン※の案内板（例：大きくはっきりとしたピクトグラム（図記号）（東京都））の案内板の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。
※ユニバーサルデザインについては、「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」（東京都）等参照
イ 外国人
２０２０年に開催される東京オリンピック・パラリンピックをふまえ、誘導の案内や情報提供などについては、外国人でも分かりやすいピクトグラム等の活用や、英語、中国語等の外国語の誘導案内板等による対応も検討する。

○ 都県が所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。また、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。
○ 市区町村が所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。また、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。
○ 国が所有・管理する施設について、受入可能な場合は、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。
○ 事業者や学校等は、市区町村や都県の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、市区町村と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
○ 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表するが、民間施設等の施設管理者が希望する場合には、非公表とすることができる。ただし、民間施設等で施設管理者が非公表を希望した場合でも、発災時は施設への誘導のために公表を前提とし、その際、行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有を行う。

資料第３９　「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営

平成 27 年２月 20 日

一時滞在施設の運営の準備（平常時）

１．運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入に係る運営計画又はこの受入を含む防災計画をあらかじめ作成しておく。運営に関しては、第４章で示す内容を手順として記載する。その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携や行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅街との混在地域なのかなど、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

２．運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営計画又は防災計画に、運営体制に関する次の点を定めておくことが必要である。

（１）施設内における受入場所

受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

（２）受入定員

約３．３㎡当たり２人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等については定員の算出から除外する。

（３）運営要員の確保

自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の３者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことがのぞましい。

なお、運営要員の確保にあたっては、施設滞在者やその他のボランティアの活用等も検討する。

（４）関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

（５）帰宅困難者の受入の手順

（６）施設滞在者への情報提供の手順

（７）備蓄品の配布手順

（８）要配慮者への対応

（９）セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等について、受け入れた帰宅困難者による盗難等のトラブル防止体制の整備を行う。

３．受入のための環境整備

（１）平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を安全に受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検箇所(受入のための安全確保という観点から、建物の構造部

だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。)をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する。

（チェックシートは、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（平成２７年２月内閣府（防災担当））」を参考とするとよい。）

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等に一時滞在施設として運営すべきか否か、運営する場合には建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

資料第４０　広域避難場所

（令和６年 10 月現在）

NO	施設・場所名	所在地
1	都立小平霊園	東京都東久留米市柳窪 3-5

資料第４１　指定緊急避難場所一覧

（令和７年３月現在）

NO	施設・場所名	所在地	管理担当 連絡先	地震時	風水害時	面積	収容人数 (避難計画人口)
1	大門中学校	東京都東久留米市大門町 2-13-8	042-474-1753	○	×	9,393	4,696
2	柳泉園組合グラウンド	東京都東久留米市下里 4-3-10	042-473-3121	○	×	19,800	9,900
3	滝山公園	東京都東久留米市滝山 2-4	042-470-7784	○	×	26,334	13,167
4	不動橋広場	東京都東久留米市新川町 1-17	042-470-7753	○	×	8,250	4,125
5	小山台遺跡公園	東京都東久留米市小山 1-10	042-470-7753	○	×	4,399	2,199
6	下里本邑遺跡公園	東京都東久留米市野火止 3-4	042-470-7753	○	×	8,185	4,092
7	浄牧院･新川第２広場	東京都東久留米市大門町 1-3-4	042-471-0019	○	×	2,418	1,209
8	都立六仙公園	東京都東久留米市中央町 3	0422-31-6457	○	×	43,000	21,500
9	第一小学校	東京都東久留米市中央町 6-8-1	042-471-0014	○	○	5,758	2,879
10	第二小学校	東京都東久留米市新川町 1-14-6	042-471-0134	○	○	6,281	3,140
11	第三小学校	東京都東久留米市中央町 1-16-1	042-471-0104	○	○	5,305	2,652
12	第五小学校	東京都東久留米市南沢 4-6-1	042-461-5843	○	○	5,802	2,901
13	第六小学校	東京都東久留米市金山町 1-17-1	042-471-5370	○	○	6,498	3,249
14	第七小学校	東京都東久留米市滝山 7-26-30	042-471-0114	○	○	9,817	4,908
15	第九小学校	東京都東久留米市滝山 3-2-30	042-471-7548	○	×	9,813	4,906
16	第十小学校	東京都東久留米市柳窪 5-9-43	042-473－9196	○	×	6,260	3,130
17	小山小学校	東京都東久留米市小山 5-5-4	042-474-1691	○	○	4,694	2,347
18	神宝小学校	東京都東久留米市神宝町 1-6-7	042-474-4108	○	○	5,338	2,669

NO	施設・場所名	所在地	管理担当 連絡先	地震時	風水害時	面積	収容人数 (避難計画人口)
19	南町小学校	東京都東久留米市南町3-2-23	042-461-2662	○	○	7,058	3,529
20	本村小学校	東京都東久留米市野火止3-5-1	042-474-0404	○	×	5,614	2,807
21	旧下里小学校	東京都東久留米市下里3-11-25	042-473-7117	○	×	6,454	3,227
22	東中学校	東京都東久留米市上の原2-1-40	042-471-2765	○	○	9,942	4,971
23	西中学校	東京都東久留米市滝山2-3-23	042-471-4400	○	○	22,575	11,287
24	南中学校	東京都東久留米市学園町2-1-23	042-421-9573	○	○	4,906	2,453
25	下里中学校	東京都東久留米市下里3-21-1	042-473-7115	○	×	6,486	3,243
26	中央中学校	東京都東久留米市中央町5-7-65	042-473-8881	○	○	7,782	3,891
27	東京ドームスポーツセンター東久留米市	東京都東久留米市大門町2-14-37	042-470-7900	○	×	8,584	4,292
28	都立東久留米総合高等学校	東京都東久留米市幸町5-8-46	042-471-2510	○	×	17,870	8,935
29	都立久留米西高等学校	東京都東久留米市野火止2-1-44	042-474-2661	○	×	5,261	2,630
30	自由学園	東京都東久留米市学園町1-8-15	042-422-3111	○	○	7,186	3,593
31	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	東京都東久留米市新川町1-2-14	042-471-0022	○	○	15,008	7,504
32	東京学芸大学付属特別支援学校	東京都東久留米市氷川台1-6-1	042-471-5274	○	×	10,776	5,388
33	浅間町地区センター	東京都東久留米市浅間町2-24-16	042-422-1013	×	○	511	255
34	野火止地区センター	東京都東久留米市野火止2-1-83	042-475-7400	×	○	526	263

資料第４２　備蓄倉庫整備状況（水防倉庫を含む。）

（令和７年３月６日現在）

施 設 名	所 在 地	面積（㎡）	備　　考
本庁舎倉庫	本町 3-3-1	40.00	本庁舎地下
中央倉庫	中央町 2-6-23	60.00	生涯学習センター内
大門倉庫	大門町 2-10-5	42.78	東部地域センター内
滝山倉庫	滝山 4-1-10	40.00	西部地域センター内
ひばりが丘倉庫	ひばりが丘団地 185	40.14	南部地域センター内
南町倉庫	南町 3-9-45	40.00	南町地区センター内
わくわく健康プラザ倉庫	滝山 4-3-14	30.99	わくわく健康プラザ
まえさわ倉庫	前沢 4-6-16	16.20	消防団第７分団詰所内
さいわい福祉センター	幸町 3-9-28	6.00	地下１階
東京都多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3256-5	50.88	E6 区画
東邦運輸倉庫	幸町 4-6-12	80.04	駐車場内
こぶし	氷川台 2-31-19	24.00	地下ピット南側
旧下里小学校	下里 3-11-25	258.30	旧下里小学校内

資料第４３　庁有車及び配車先

（車両保有数及び緊急通行車両登録数）

（令和７年３月６日現在）

所　　管	保有台数	登録車両数
共用車（管財課）	24	24
市民部	1	1
環境安全部（防災防犯課を除く）	3	3
環境安全部（清掃車等）	16	16
福祉保健部	8	8
子ども家庭部	3	3
都市建設部	11	11
教育部	5	5
（合計）	71	71

※消防用（ポンプ車）を除く。

資料第４４　車両調達予定先一覧

No	会員名	所在地	電話
1	いわさ産業有限会社	東久留米市下里 1-7-2	042-420-5230
2	株式会社ＮＴＳロジ	東久留米市柳窪 1-10-37	042-474-3910
3	株式会社キョウエイ	東久留米市柳窪 1-10-37	042-474-3910
4	三協運送株式会社	東久留米市八幡町 2-8-19	042-471-0529
5	砂町運輸株式会社	東久留米市下里 5-6-14	042-471-3002
6	清興運輸倉庫株式会社	東久留米市下里 3-5-2	042-471-1955
7	セイコー物流株式会社	東久留米市下里 3-5-2	042-471-1952
8	大生運輸株式会社	東久留米市中央町 1-1-6	042-471-6111
9	株式会社東邦運輸	東久留米市本町 3-1-9 シャインハイツ東久留米 1-E	042-476-4111
10	株式会社船間産業	東久留米市下里 1-7-2	042-479-7101
11	有限会社松雄運送	東久留米市柳窪 2-14-10	042-470-9955
12	株式会社丸井商事	東久留米市柳窪 1-10-63	042-471-1525
13	有限会社　山下商事	東久留米市八幡町 1-5-25	042-473-3761

※東京都トラック協会多摩支部 第六地区 東久留米管内（令和７年２月 27 日現在）

資料第４５　災害対策本部設置時の連絡先

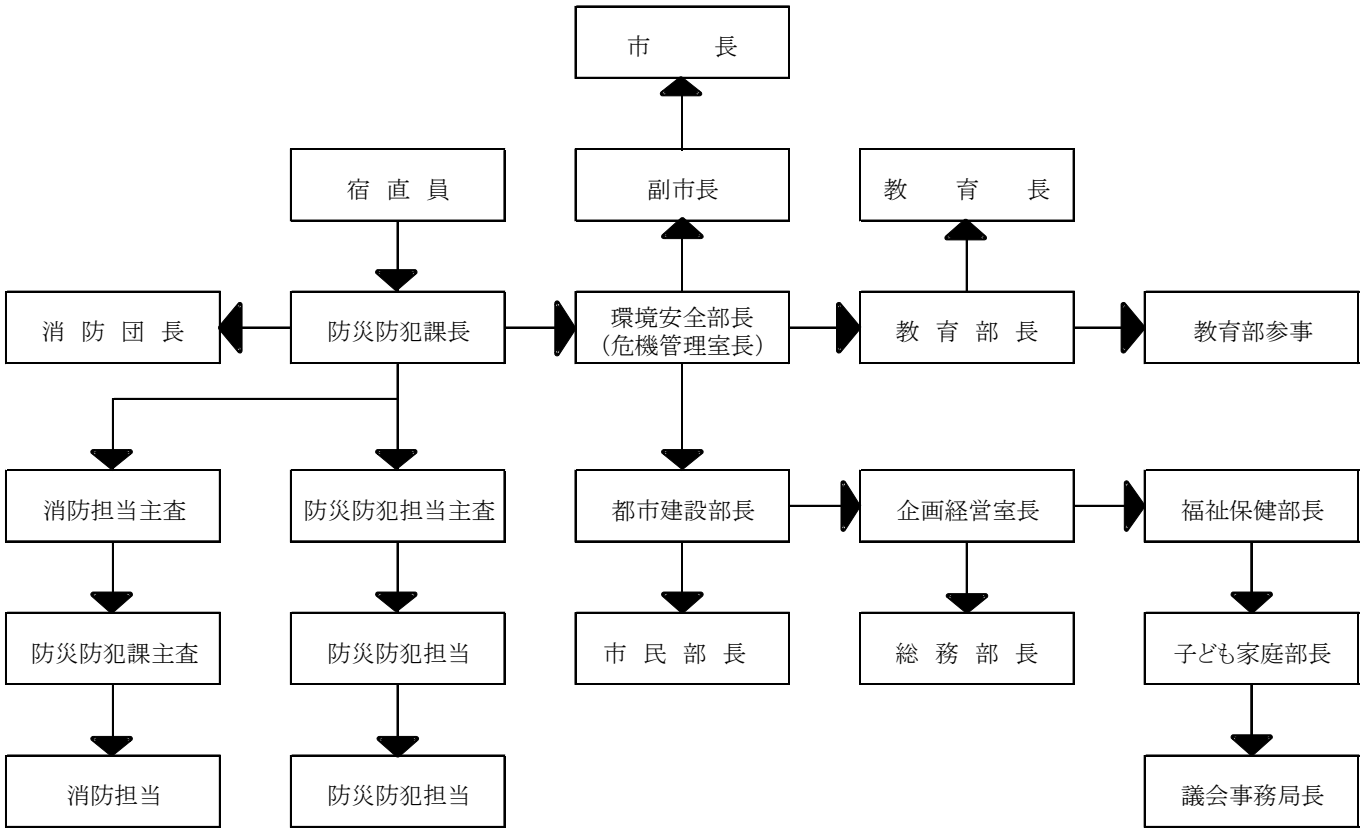

資料第４６　緊急時の自衛隊連絡先

部　隊　名　称	陸上自衛隊練馬駐屯地第１師団第１後方支援連隊
連 絡 責 任 者	【時間内】 第３科長又は運用訓練幹部 03（3933）1161　内線 2503・2531
	【時間外】 部隊当直司令 03（3933）1161　内線 2505

資料第４７　自衛隊災害派遣部隊仮泊予定地

名　　称	所　在　地	面　　積
滝山グラウンド	東久留米市滝山 2-4	10,384 ㎡

資料第４８　ヘリコプター臨時離着陸場予定地

名　　称	所　在　地
柳泉園グラウンド	東久留米市下里 4-3-10
滝山グラウンド	東久留米市滝山 2-4

資料第４９　災害対策本部が設置されるまでの水防職員配備態勢

配備	担当部署
水防 第１配備	本部員 環境安全部　防災防犯課長　防災防犯課職員 環境政策課長　環境政策課計画調整係長 企画経営室　企画調整課長　企画調整課主査 総務部　管財課長　管財課管財係長 都市建設部　都市計画課長　道路計画課長　管理課長　施設建設課長 都市計画課主査（計画調整担当）　管理課主査（管理調整担当） 管理課主査（道路・河川施設担当） 施設建設課主査（下水道施設担当）
水防 第２配備	環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部に所属する東久留米市内在住職員 水防第１配備に配属された者を除く全管理職 各部で応援を指名された職員
水防 第３配備	環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部に所属する隣接市在住職員 各部で応援を指名された職員
水防 第４配備	環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部の市内並びに隣接市在住以外の職員 各部で応援を指名された職員

資料第５０　公用負担権限委任証明書及び公用負担命令票

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書

第　　号

身分　　氏名

上記の者に東久留米区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

東久留米市災害対策本部長
（又は消防機関の長）　　㊞

第　　号
公用負担命令票

住所
負担者氏名

物件	数量	負担内容(使用、収用、処分等)	期間	適用

水防法第 28 条の規定により右物件を収用(使用または処分)する。

年　　月　　日

水防管理者氏名　　㊞
（又は消防機関の長）
事務取扱者　職氏名　　㊞

資料第５１　水防実施状況に関する報告書（1）

＜速報版＞

水防活動報告書

<table>
<tr><td>水防管理団体</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">令和　年　月　日　時 現在</td></tr>
<tr><td>担当部所連絡先</td><td colspan="2">部　課
係</td><td>Tel
Fax</td><td>報告者</td><td></td></tr>
<tr><td>水防活動実施箇所</td><td colspan="5">左
川　岸　地先
右</td></tr>
<tr><td>地名・住所</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">区 市
町 村</td></tr>
<tr><td>活 動 日 時</td><td colspan="5">自　月　日　時　～ 至　月　日　時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員</td><td>職　員</td><td>消防団</td><td colspan="3">その他</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防活動の
概況および工法</td><td>工 法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>延 長</td><td colspan="5">m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">使用資器材</td><td>品 名</td><td>単位</td><td>数 量</td><td rowspan="2">水位の
状 況</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>水防関係者の
死 傷 状 況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>通信欄</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

注１．この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）
注２．水防活動終了後3日以内に建設事務所にＦＡＸで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。
注３．俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇篭、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

（参考）

令和〇〇年　台風第〇号における水防活動
（東京都〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日）

概　要
　〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける中、土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（住所等）
積み土のう工

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇月〇日～〇日 〇時～〇時 約〇〇時間	〇名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

■溢水箇所：〇〇川（〇〇橋下流右岸）
■住所：〇〇市〇〇地先

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（住所等）
積み土のう工

水防活動実施箇所
地図等

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（住所等）
浸水状況

注1．この報告書は水防活動毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）
注2．この様式は参考様式であり、水防活動の状況や概要が分かるように作成すること。（様式は任意で可）
注3．水防活動報告書①を提出後、速やかに建設事務所の水防担当者へメール等により提出すること。

資料第５２　水防実施状況に関する報告書（2）

別記様式1

被　害　報　告　表

都道府県名	県等コード	第　報	報告者	令和　年　月　日　時　現在			
				調査率	%	気象コード	

異常気象名		災害発生年月日	自　月　日：至　月　日

気象データ	市町村名	連続雨量最大：（　観測所）		被災中心地：（　観測所）	
	連続雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大日雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大時間雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大平均風速	m/秒	日　時　分～　時　分	m/秒	日　時　分～　時　分
	その他				

工種	都工事		市町村工事		計	
	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）
河川						
海岸（港湾に係るもの）						
海岸（その他）						
砂防設備						
地すべり防止施設						
急傾斜地崩壊防止施設						
道路						
橋梁						
港湾						
下水道						
公園						
計						

資料第５３　指定避難所一覧

（令和７年３月現在）

NO	施設・場所名	所在地	管理担当 連絡先	地震時	風水害時	面積	収容人数 (避難計画人口)
1	第一小学校	東京都東久留米市中央町6-8-1	042-471-0014	○	○	565	342
2	第二小学校	東京都東久留米市新川町1-14-6	042-471-0134	○	○	1,826	1,106
3	第三小学校	東京都東久留米市中央町1-16-1	042-471-0104	○	○	1725	1,045
4	第五小学校	東京都東久留米市南沢4-6-1	042-461-5843	○	○	1192	722
5	第六小学校	東京都東久留米市金山町1-17-1	042-471-5370	○	○	1698	1,029
6	第七小学校	東京都東久留米市滝山7-26-30	042-471-0114	○	○	866	524
7	第九小学校	東京都東久留米市滝山3-2-30	042-471-7548	○	×	1849	1,120
8	第十小学校	東京都東久留米市柳窪5-9-43	042-473-9196	○	×	1346	815
9	小山小学校	東京都東久留米市小山5-5-4	042-474-1691	○	○	1,296	785
10	神宝小学校	東京都東久留米市神宝町1-6-7	042-474-4108	○	○	1,619	981
11	南町小学校	東京都東久留米市南町3-2-23	042-461-2662	○	○	1,670	1,012
12	本村小学校	東京都東久留米市野火止3-5-1	042-474-0404	○	×	917	555
13	旧下里小学校	東京都東久留米市下里3-11-25	042-473-7117	○	×	1,271	770
14	東中学校	東京都東久留米市上の原2-1-40	042-471-2765	○	○	1,961	1,188
15	西中学校	東京都東久留米市滝山2-3-23	042-471-4400	○	○	1,817	1,101
16	南中学校	東京都東久留米市学園町2-1-23	042-421-9573	○	○	1,616	979
17	下里中学校	東京都東久留米市下里3-21-1	042-473-7115	○	×	971	588
18	中央中学校	東京都東久留米市中央町5-7-65	042-473-8881	○	○	1,235	748
19	東久留米市スポーツセンター	東京都東久留米市大門町2-14-37	042-470-7900	○	×	2,023	1,226
20	都立東久留米総合高等学校	東京都東久留米市幸町5-8-46	042-471-2510	○	×	806	488
21	都立久留米西高等学校	東京都東久留米市野火止2-1-44	042-474-2661	○	×	1,404	850
22	自由学園	東京都東久留米市学園町1-8-15	042-422-3111	○	○	450	272

NO	施設・場所名	所在地	管理担当 連絡先	地震時	風水害時	面積	収容人数 (避難計画人口)
23	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	東京都東久留米市新川町1-2-14	042-471-0022	○	○	1,921	1,164
24	東京学芸大学付属特別支援学校	東京都東久留米市氷川台1-6-1	042-471-5274	○	×	1,030	624
25	浅間町地区センター	東京都東久留米市浅間町2-24-16	042-422-1013	×	○	511	309
26	野火止地区センター	東京都東久留米市野火止2-1-83	042-475-7400	×	○	526	318

資料第５４　応急仮設住宅建設予定地一覧

NO	施設・場所名	所在地	面　　積
1	滝山グラウンド	東久留米市滝山 2-4	26,334 ㎡

資料第５５　災害時における飲料水の供給に関する協定書

東久留米市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、東久留米市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、飲料水を迅速かつ円滑に被災した市民に供給することを共通の責務と考え、甲の災害応急対策業務に対する乙の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、東久留米市地域防災計画に基づき、災害応急対策業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、乙が供給可能な飲料水（ただし、乙の製造にかかる飲料製品在庫を除く。）の供給を要請することができるものとする。この場合において、乙は可能な限り甲に協力するものとする。
２　乙は、前項の要請があった場合は、直ちに飲料水を甲の指定する場所に搬送するものとする。ただし、乙による搬送が困難な場合は、別に甲が指定する者が搬送するものとする。
３　甲は、搬送場所に市職員を派遣するものとする。

（要請の方法）
第３条　甲の乙に対する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における飲料水の供給要請書（別紙様式）で行うものとする。ただし緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
（１）飲料水供給要請の理由
（２）飲料水の供給日時
（３）飲料水の概ねの数量
（４）飲料水の搬送場所
（５）その他必要な事項

（費用負担）
第４条　甲は、第２条に規定する乙の飲料水の供給に要した費用を負担するものとする。ただし、乙に属する従事者の人件費を除く。

（費用の請求・支払）
第５条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に費やした費用を請求する。
２　甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第６条　甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が負傷又は死亡した場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の規定に準じて、甲がこれを補償する。
２　当該業務従事者が、第三者に損害を与えた場合において、その損害が従事者の責に帰すものを除き、甲の負担により補償するものとする。

（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲又は乙から何等の申し出がない場合は、更に１年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第８条　本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

年　月　日

甲　東京都東久留米市本町三丁目３番１号

東久留米市長

乙

資料第５６　東京消防庁の水防態勢

１　東京消防庁水防態勢

（１）　警防本部長の発令基準

区分	発　令　基　準	配備人員
水防 第一非常 配備態勢	１　台風の進路が東日本に予想される場合又は東京地方に高潮注意報が発表された場合において，被害の発生が予想され，又は発生したとき。 ２　東京湾内湾に津波警報（大津波）が発表されたとき。 ３　気象状況その他の事象により，被害の発生が予想され，又は発生したとき。	当番の職員及び発令時に勤務している所要の職員
水防 第二非常 配備態勢	１　台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において，相当の被害の発生が予想され，又は発生したとき。 ２　気象状況その他の事象により，相当の被害の発生が予想され，又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね３分の１
水防 第三非常 配備態勢	１　台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において，大規模な被害の発生が予想され，又は発生したとき。 ２　東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 ３　気象状況その他の事象により，大規模な被害の発生が予想され，又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね半数
水防 第四非常 配備態勢	１　東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 ２　気象状況その他の事象により，甚大な被害の発生が予想され，又は発生したとき。	全職員

２　部隊編成状況

（１）　水防切替小隊

水防切替小隊は，水防第１非常配備態勢及び水防第２非常配備態勢の発令により編成し，浸水地における避難誘導，救助，水防工法，署隊本部支援その他必要な水防活動に従事する。

（２）　水防小隊

水防小隊は，水防第２非常配備態勢以後に編成し，浸水地における避難誘導，救助，水防工法，署隊本部支援その他必要な水防活動に従事する。ただし，水防第１非常配備態勢発令時において，必要がある場合は水防小隊を編成することができる。

（３）　監視警戒隊

監視警戒隊は，水防第２非常配備態勢以後に編成し，監視警戒計画に基づき，水災発生のおそれがある箇所の監視警戒，広報活動その他必要な活動に従事する。ただし，水防第１非常配備態勢発令時において，必要がある場合は監視警戒隊を編成することができる。

（４）　水防指揮隊

水防指揮隊は，水防第１非常配備態勢以後，必要に応じて編成し，水災現場における指揮その他必要な活動に従事する

資料第５７－１　南海トラフ巨大地震（Ｍ９クラス）の震度分布

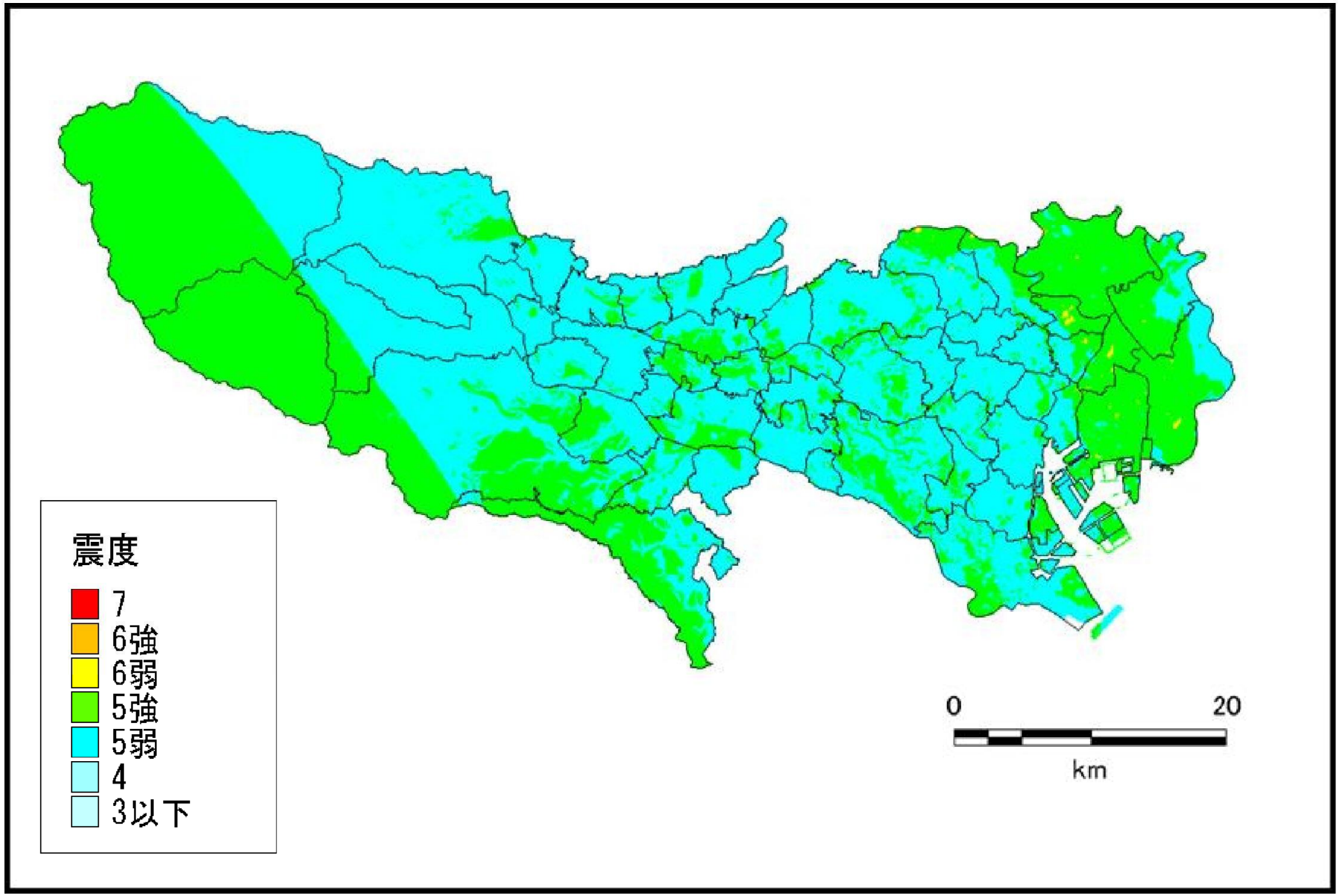

（出典：「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議、令和４年５月 25 日公表））

資料第５７－２　東海地震の震度分布

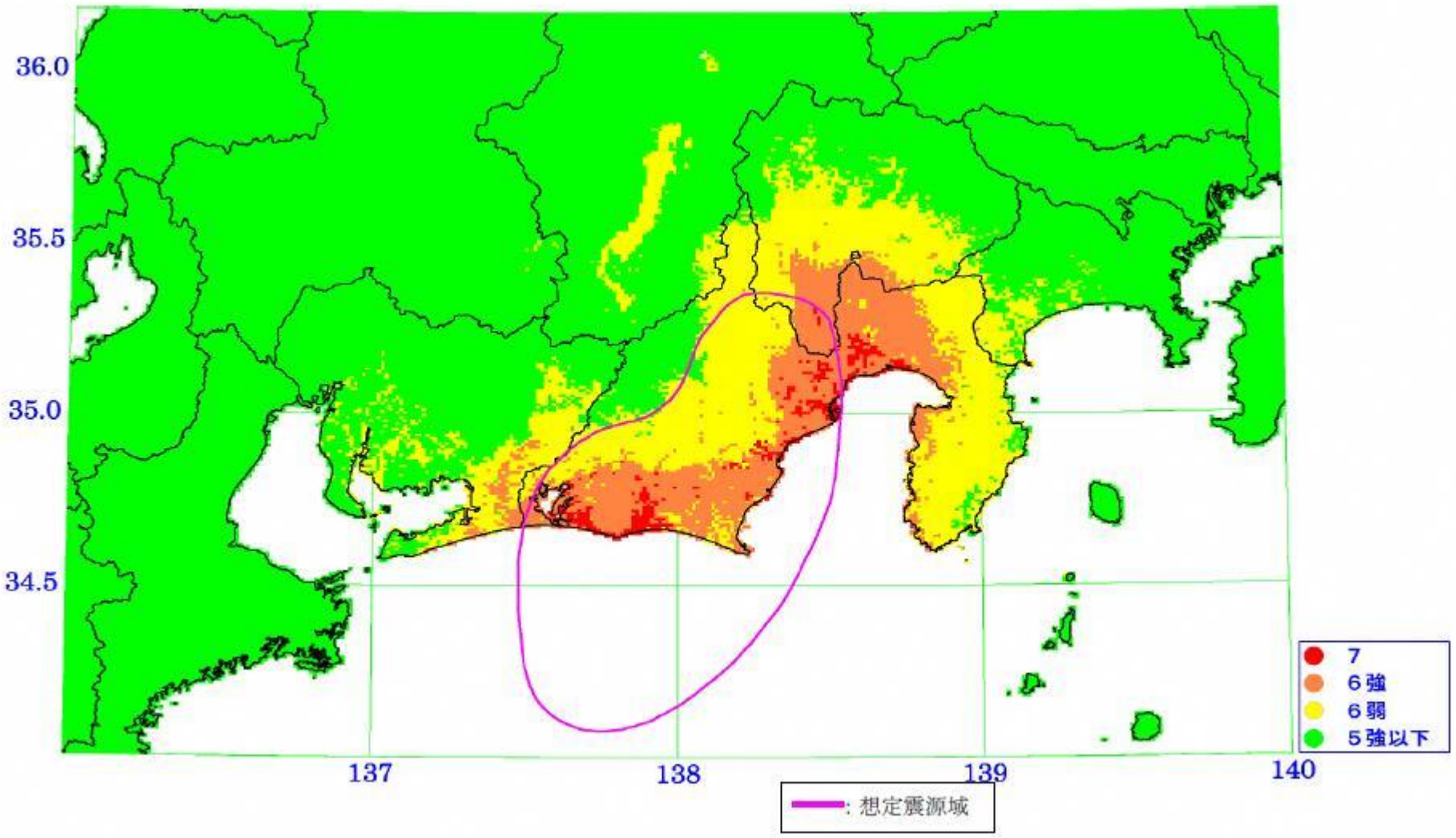

資料第５８　災害対策関連協定締結先一覧

（令和７年４月１日現在）

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内　　容
東京都防災行政無線局設置等に関する協定	昭和 54 年 4 月 1 日	東京都	東京都防災行政無線局の設置及び管理運用等
災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定	昭和 62 年 5 月 22 日	東京トラック協会多摩支部	輸送用車両及び運転手の提供
震災対策井戸の指定及び管理に関する協定		井戸所有者 44 名	飲料水等の供給及び井戸の維持管理
東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定	平成 2 年 12 月 19 日	東京都	東京都防災行政無線に接続する端末機の設置及び管理運用等
災害時における応急対策活動に関する協力協定	平成 7 年 12 月 15 日	東久留米市建設業協会	災害時における応急対策活動への協力
災害時における応急用食料品及び日用品等供給に関する協定	平成 8 年 1 月 25 日	㈱イトーヨーカ堂	食料品及び日用品等の供給
災害時等の相互応援に関する協定	平成 8 年 3 月 1 日	多摩 31 市町村	災害時における応急対策活動への協力
災害時における五市相互応援に関する協定	平成 8 年 7 月 30 日	東村山市、清瀬市、東久留米市、埼玉県所沢市、新座市	災害時における応急対策活動への協力
災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成 8 年 8 月 19 日	東久留米市歯科医師会	歯科医療救護活動への協力
災害時における食料調達業務に関する協定	平成 8 年 11 月 27 日	東京都麺類協同組合東久留米支部	食料調達の協力
災害応急対策用貨物事業者供給協定	平成 9 年 4 月 1 日	東京トラック協会多摩支部	輸送用車両及び運転手の提供
災害時における救護活動についての協定	平成 11 年 1 月 12 日	東久留米市薬剤師会	薬剤医療救護活動への協力
災害時における外国人り災者対策に関する協定	平成 13 年 2 月 1 日	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	外国人り災者避難所及び相談所
災害時における動物救護活動についての協定	平成 16 年 7 月 15 日	東久留米市獣医師会	動物救護活動
小平市、東久留米市消防相互応援協定	平成 18 年 8 月 1 日	小平市	火災等発生時の消防団の相互応援
清瀬市、東久留米市消防相互応援協定	平成 18 年 8 月 1 日	清瀬市	火災等発生時の消防団の相互応援
東村山市、東久留米市消防相互応援協定	平成 18 年 8 月 1 日	東村山市	火災等発生時の消防団の相互応援
東京都東久留米市、埼玉県新座市消防相互応援協定	平成 18 年 9 月 1 日	埼玉県新座市	火災等発生時の消防団の相互応援
西東京市、東久留米市消防相互応援協定	平成 18 年 9 月 1 日	西東京市	火災等発生時の消防団の相互応援
一時避難場所及び避難所の利用に関する協定	平成 19 年 10 月 24 日	国立大学法人東京学芸大学	一時避難場所及び避難所としての施設利用
災害時における災害情報の放送等に関する協定	平成 19 年 12 月 14 日	㈱ジェイコム関東西東京局	市民への災害情報の伝達の協力
災害時における二次避難所施設利用に関する協定	平成 21 年 11 月 24 日	介護老人保健施設ケア東久留米	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人イリアンソス	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人森の会	二次避難所としての施設利用

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内　　容
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人マザアス	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人園盛会	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人三育ライフ	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人竹恵会	二次避難所としての施設利用
東久留米市消防団等情報伝達システムの設置、管理及び運用に関する協定	平成 22 年 4 月 1 日	東京消防庁東久留米消防署	災害発生等の連絡を行う消防団等情報伝達システムの運用の協力
非常通信の運用に関する協定	平成 22 年 6 月 16 日	東京消防庁東久留米消防署	既存通信手段が途絶した場合、消防署を非常時の情報伝達拠点とする
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成 23 年 2 月 25 日	東京都下水道局流域下水道本部	
東久留米市における消防水利の設置等に関する協定	平成 23 年 3 月 28 日	東京消防庁東久留米消防署	消防水利の確保、設置、修繕等に関する協力
一時避難場所及び避難所の施設利用に関する協定	平成 23 年 12 月 1 日	都立東久留米総合高等学校	一時避難場所及び避難所としての施設利用
災害時におけるボランティア活動支援に関する協定	平成 24 年 4 月 19 日	社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会	ボランティア活動等の支援
災害時の情報交換に関する協定	平成 24 年 5 月 17 日	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換
災害時における燃料等の優先供給に関する協定	平成 24 年 6 月 11 日	㈱ＪＯＭＯネット東京事業部	燃料等の優先的な供給
災害時における燃料等の優先供給に関する協定	平成 24 年 6 月 11 日	㈲貫井商事	燃料等の優先的な供給
災害時における燃料等の優先供給に関する協定	平成 24 年 9 月 11 日	東洋カーマックス㈱	燃料等の優先的な供給
デジタル移動系防災無線局設置等に関する協定	平成 25 年 2 月 5 日	東京ガス㈱西部支店	半固定型無線機設置について
指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	平成 25 年 3 月 29 日	東京都水道局	
災害時における応急物資の供給等に関する協定	平成 25 年 3 月 31 日	イオンリテール㈱	食料品及び日用品等の供給
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 25 年 4 月 1 日	社会福祉法人リブリー	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 25 年 4 月 22 日	社会福祉法人すぎのこ	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 25 年 4 月 22 日	社会福祉法人龍鳳	二次避難所としての施設利用
災害時における帰宅困難者の受入に関する覚書	平成 25 年 7 月 1 日	㈲源の湯	帰宅困難者の施設利用及び支援
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 25 年 7 月 1 日	社会福祉法人椎の木会	二次避難所としての施設利用
消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局	
一時避難場所及び避難所の利用に関する協定	平成 25 年 12 月 16 日	学校法人自由学園	一時避難場所及び避難所としての施設利用

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内　　容
地震災害時等における帰宅困難者の対応に関する協定	平成25年12月26日	西武鉄道㈱	帰宅困難者への対応と協力
災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定	平成26年4月1日	㈱井田環境サービス	し尿の汲み取り及び運搬の協力
災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定	平成26年4月1日	㈱丸井商事	し尿の汲み取り及び運搬の協力
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成26年4月14日	あそか保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における車両等の提供に関する協定	平成26年4月14日	全日本レッカー協会	災害時のレッカー車両及び運転手の提供
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成26年4月14日	ひばり保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成26年4月14日	下里しおん保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成26年4月14日	上の原さくら保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成26年4月14日	滝山しおん保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における資機材調達に関する協定	平成26年5月1日	㈱アクティオ	資機材の供給
災害時における資機材調達に関する協定	平成26年5月1日	㈱レンタルのニッケン	資機材の供給
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成26年5月1日	Ｎｉｃｏｔ東久留米保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成26年5月1日	くるみ保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定	平成26年5月12日	西武ハイヤー㈱	緊急輸送活動の協力
災害時における物資の供給に関する協定	平成26年6月1日	セッツカートン㈱	避難所設営等に必要な物資の供給
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成26年6月1日	わらべみなみ保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における物資の供給に関する協定	平成26年6月1日	大和紙器㈱	避難所設営等に必要な物資の供給
災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定	平成26年8月11日	㈲パイプ環境サービス	し尿の汲み取り及び運搬の協力
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年4月1日	㈱スズケン小平支店	医薬品等の供給
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年4月1日	㈱メディセオ武蔵野北支店	医薬品等の供給
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年4月1日	アルフレッサ㈱小平支店	医薬品等の供給
災害時における応急救護活動についての協定	平成27年4月1日	東京都柔道整復師会北多摩支部 東久留米市柔道整復師会	応急救護活動への協力
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年4月1日	酒井薬品㈱小平第二営業所	医薬品等の供給
災害時の医療救護活動についての協定	平成27年4月1日	東久留米市医師会	医療救護活動への協力
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年4月1日	東邦薬品㈱東久留米営業所	医薬品等の供給
災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	平成27年5月1日	光輝観光バス㈱	緊急輸送活動の協力

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内　　容
広告付避難所等電柱看板に関する協定	平成 27 年 10 月 7 日	東電タウンプランニング㈱	避難所等の案内表示
災害時における相互応援に関する協定	平成 27 年 10 月 15 日	日本郵便㈱東久留米郵便局（市内の郵便局代表）	車両、施設等の提供及び情報の相互提供
災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	平成 28 年 2 月 1 日	西武バス㈱	緊急輸送活動の協力
災害時における相互応援に関する協定	平成 28 年 3 月 29 日	高崎市	応急対策及び復旧対策について相互に応援
災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	平成 28 年 4 月 1 日	㈲千代田バス	被災者等の避難輸送並びに市の応急対策活動に従事する者の移送等
災害時等における電気自動車及び給電装置に関する協力協定	平成 28 年 4 月 1 日	㈱サテライトショップ所沢中央	車両及び給電装置を必要とする車両給電装置の貸与
災害時における給水車による飲料水の供給に関する協定	平成 28 年 4 月 1 日	㈱井田環境サービス	災害時における給水車による飲料水供給
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 22 年 3 月 1 日（初年度締結日）	社会福祉法人恩賜財団同胞援護会	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 28 年 7 月 1 日	社会福祉法人陵風会	二次避難所としての施設利用
災害時における寝具類の提供に関する協定	平成 28 年 8 月 1 日	㈱ふとん　しばた	寝具類の調達及び提供
災害時における畳の提供に関する協定	平成 28 年 8 月 1 日	㈲高野畳店	災害時における畳の提供
災害時における畳の提供に関する協定	平成 28 年 8 月 1 日	会津屋畳店	災害時における畳の提供
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 28 年 8 月 15 日	㈱ゼンリン	災害時における地図製品等の供給
災害時における生鮮食品・日用雑貨等の提供及び物資集積場所の敷地利用に関する協定	平成 28 年 9 月 20 日	東久留米卸売市場協同組合	災害時における生鮮食品・日用雑貨等の提供及び物資集積場所の敷地利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 28 年 10 月 21 日	たきやま保育園	二次避難所としての施設利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 28 年 10 月 21 日	社会福祉法人久留米みのり保育園	二次避難所としての施設利用
災害時における助産師による支援活動に関する協定	平成 28 年 11 月 1 日	ひがしくるめ助産師会	妊産婦等の支援活動
災害時における飲料水の供給に関する協定	平成 28 年 12 月 1 日	山崎製パン㈱武蔵野工場	飲料水の供給
災害時における食料の調達に関する協力協定	平成 28 年 12 月 1 日	山崎製パン㈱武蔵野工場	食料の供給
災害時における外国人支援活動に関する協定	平成 29 年 1 月 1 日	東久留米国際友好クラブ	外国人支援活動
災害時における青果物の提供及び物資集積場所の敷地利用に関する協定	平成 29 年 1 月 1 日	東京多摩青果㈱	災害時に青果物の提供及び物資集積場所
災害時における飲料水の供給に関する協定	平成 29 年 2 月 1 日	コカ・コーライーストジャパン㈱多摩工場	飲料水の供給
大規模火災における消火活動等に関する応援協定	平成 29 年 2 月 1 日	神山生コン㈱	コンクリートミキサー車、人員を派遣、積載水を消火活動等に活用

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内　　容
大規模火災における消火活動等に関する応援協定	平成29年2月1日	都屋建材㈱	コンクリートミキサー車、人員を派遣、積載水を消火活動等に活用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成29年4月1日	㈳福)安心会ひばりが丘ふれあいの里	二次避難所としての施設利用
災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定	平成29年4月1日	㈲常盤組東久留米支店	し尿の汲み取り及び運搬の協力
東京都多摩広域防災倉庫の使用及び災害時の相互協力に関する協定	平成29年6月1日	東京都	東京都多摩広域防災倉庫の使用に当たり、施設の使用条件及び災害時の相互協力
震災対策井戸の指定及び管理に関する協定(防災兼用農業用井戸)	平成29年7月1日	井戸所有者 4名	飲料水等の供給及び井戸の維持管理
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成29年7月18日	㈳福)おひさま会 東久留米おひさま保育園	二次避難所としての施設利用
災害時における灯油等の優先供給に関する協定	平成29年7月18日	三和エナジー㈱	災害時の灯油等の優先供給
災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定	平成29年8月1日	東横ＩＮＮ西武池袋線東久留米駅西口	帰宅困難者の施設利用及び支援
災害時における理容サービス業務の提供に関する協定	平成29年8月1日	東京都理容衛生同業組合多摩小平支部東久留米地区	長期避難障害者への理美容役務の提供
災害時における外国人支援活動に関する協定	平成29年8月15日	東久留米にほんごクラス	外国人支援活動
災害発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定	平成29年9月21日	㈱大庄　鮮乃庄東久留米店	帰宅困難者の施設利用及び支援
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成29年11月1日	ＮＴＴ東日本株式会社東京武蔵野支店	特設公衆電話の設置
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	平成29年12月20日	第二喜多の湯	水の提供、被災者等の入浴支援
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	平成29年12月20日	有限会社源の湯	水の提供、被災者等の入浴支援
災害時における遺体安置等の業務の協力に関する協定	平成30年2月1日	㈱奥野式典	遺体の安置、保全処理、搬送等の業務
防災倉庫の使用に関する協定	平成30年2月1日	㈱東邦運輸	防災倉庫の提供
災害時における入浴施設等の協力に関する協定	平成30年2月1日	㈱ルネサンス	水の提供、被災者等の入浴支援
災害時における遺体安置等の業務の協力に関する協定	平成30年2月1日	田中葬祭㈱	遺体の安置、保全処理、搬送等の業務
災害時における遺体安置等の業務の協力に関する協定	平成30年2月1日	有限会社ウィズセレモニー	遺体の安置、保全処理、搬送等の業務
災害時における遺体安置等の業務の協力に関する協定	平成30年4月1日	㈱公益社	遺体の安置、保全処理、搬送等の業務
災害時における緊急輸送等の協力に関する協定	平成30年4月1日	株式会社ＨＩＳＣＯ	傷病者の移送
災害時における緊急輸送等の協力に関する協定	平成30年4月1日	ハートフルケア株式会社	傷病者の移送
災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	平成30年4月18日	ＮＰＯ法人　クライシスマッパーズジャパン	無人航空機による被災状況の調査、情報提供
災害時における放送に関する協定	平成30年7月10日	㈱クルメディア	災害時の臨時放送

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内　　容
災害時における東京みらい農業組合との協力に関する協定	平成30年7月24日	東京みらい農業協同組合	災害時の生鮮食品、避難場所等の提供
災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定　　【単年度協定】	平成26年4月1日（初年度締結日）	有限会社常盤組東久留米支店	災害時のし尿の汲み取り及び運搬の協力
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	平成30年9月3日	東京都水道局	応急給水栓の設置、使用について
多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	平成30年10月29日	東京都下水道局、30市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合	下水道管路施設の災害時復旧支援について
東久留米市煙体験テント等に関する覚書	平成30年11月9日	東京消防庁　東久留米消防署	東久留米消防署への煙体験テント貸与に関する取り決め
災害時における情報発信等に関する協定	平成31年1月1日	ヤフー株式会社	災害時の情報発信の協力
災害救助物資の供給等に関する協定	令和1年8月1日	㈱ＬＩＸＩＬビバ	災害時の日用品等の供給
災害救助物資の供給等に関する協定	令和1年8月1日	㈱ケーヨー	災害時の日用品等の供給
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和1年12月3日	東京都水道局、都立東久留米総合高等学校、東京学芸大学附属特別支援学校、クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	応急給水栓の設置、使用について
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和2年6月16日	学校法人自由学園	応急給水栓の設置、使用について
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和2年11月6日	都立久留米西高等学校	応急給水栓の設置、使用について
災害時における入浴施設等の協力に関する協定	令和3年2月1日	ＺＩＰ株式会社	水の提供、被災者等の入浴支援
多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	令和3年3月19日	東京都下水道局、30市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部	災害時の下水道施設に係る技術支援協力について
災害時における避難所施設利用に関する協定書	令和3年4月1日	東京都立東久留米特別支援学校	二次避難所としての施設利用
災害時における給油の優先供給に関する協定	令和3年6月15日	多摩商事株式会社	燃料等の優先的な供給
東京都及び区市町村相互間の災害時協力協定	令和3年12月27日	東京都	災害時の都と区市町村における、職員の応援、食料、飲料水及び資機材等の提供
災害時における相互連携に関する基本協定	令和4年2月1日	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時の復旧業務における相互協力
災害時における飲料水の供給に関する協定書	令和4年5月1日	株式会社伊藤園	飲料水の供給
避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書	令和5年3月1日	東京都	都立公園等における避難者対応等に必要な連携協力
災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	令和5年5月23日	株式会社ジェイコム東京西東京局	人員及び車両等の提供

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内　　容
災害時における協力体制にかかる協定書	令和５年９月１日	社会福祉法人しおん保育園	避難所等での障害福祉サービス等協力体制
災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	令和６年４月１日	株式会社スギ薬局	一般医薬品及び生活物資の供給
災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	令和６年７月１日	株式会社クリエイトエス・ディー	一般医薬品及び生活物資の供給
災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	令和６年８月１日	株式会社サンドラッグ	一般医薬品及び生活物資の供給
災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書	令和６年８月１日	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時の復旧業務における相互協力と費用負担
東久留米市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	令和６年８月 22 日	日本郵便株式会社	包括的連携に関する協定
官民連携による災害時用備蓄品のローリングストック運用に関する覚書	令和７年３月 24 日	スギホールディングス株式会社、柳泉園組合、清瀬市、西東京市	スギホールディングス株式会社の商品を柳泉園組合の倉庫に配置し、倉庫から商品を供給

資料第５９　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

（令和７年３月現在）

No	施設名	所在地	黒目川浸水想定 最大区域
1	神宝小学校	東久留米市神宝町 1-6-7	0.1m～0.5m 未満
2	久留米中学校	東久留米市幸町 5-9-11	0.5m～1.0m 未満
3	大門中学校	東久留米市大門町 2-13-8	1.0m～2.0m 未満
4	都立東久留米総合高等学校	東久留米市幸町 5-8-46	0.5m～1.0m 未満
5	都立久留米西高等学校	東久留米市野火止 2-1-44	2.0m～3.0m 未満
6	都立東久留米特別支援学校	東久留米市野火止 2-1-11	1.0m～2.0m 未満
7	東京ドームスポーツセンター	東久留米市大門町 2-14-37	1.0m～2.0m 未満
8	東部地域センター	東久留米市大門町 2-10-5	1.0m～2.0m 未満
9	Nicot 保育園	東久留米市東本町 1-8 Emio 東久留米 1 階	1.0m～2.0m 未満
10	東久留米おひさま保育園	東久留米市幸町 1-21-14	1.0m～2.0m 未満
11	神山幼稚園	東久留米市神宝町 1-17-12	0.5m～1.0m 未満
12	老人デイサービスセンターガーデン・ほんむら	東久留米市下里 1-11-22	1.0m～2.0m 未満
13	東久留米市幸町デイサービスセンター	東久留米市幸町 1-19-5	0.5m～1.0m 未満
14	東久留米市幸町デイサービスセンター	東久留米市幸町 1-19-5	1.0m～2.0m 未満
15	リハビリ・デイサービス けやき	東久留米市東本町 12-9 貫井総業ビル 1Ｆ	0.5m～1.0m 未満
16	すぎのこハウス ／ すぎのこハウス	東久留米市中央町 2-3-1	0.1m～0.5m 未満
17	わんダフルホーム ／ わんダフルホーム５号館	東久留米市中央町 6-5-16	0.5m～1.0m 未満
18	グッドライフ生活寮 ／ グッドライフ生活寮２	東久留米市小山 2-2-5 高橋ハイツ 101、102、201、103、105	2.0m～3.0m 未満
19	みんなの家やすらぎ寮第１ ／ みんなの家やすらぎ寮第１	東久留米市本町 2-14-29	2.0m～3.0m 未満
20	ウィル生活寮 ／ ウィル第三生活寮	東久留米市東本町 14-7 西村ビル 3Ｆ	0.1m～0.5m 未満
21	優朋 ／ かりん	東久留米市神宝町 1-1-10	1.0m～2.0m 未満
22	優朋 ／ けやき	東久留米市神宝町 1-1-11	1.0m～2.0m 未満
23	グループホームむさし野 ／ グループホームむさし野１	東久留米市東本町 12-9 貫井総業ビル 202 号	0.5m～1.0m 未満
24	わんダフルホーム ／ わんダフルホーム２号館	東久留米市幸町 2-16-11	1.0m～2.0m 未満
25	やすらぎ邸 東久留米店	東久留米市神宝町 1-6-3	0.5m～1.0m 未満
26	マザアス大門	東久留米市大門町 2-10-5 東部地域センター内	1.0m～2.0m 未満
27	樹楽 東久留米	東久留米市下里 1-11-41	1.0m～2.0m 未満
28	特定非営利活動法人 在宅福祉サービスステーションざくろの里	東久留米市幸町 1-6-12	2.0m～3.0m 未満
29	デイ喫茶「松」	東久留米市本町 1-8-3	0.5m～1.0m 未満

資料第６０　災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（概要）

（令和２年５月）

本ガイドラインは、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を整理しており、以下にガイドライン（概要）を示す。

なお、詳細事項については、
本編（https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene_01.pdf）を参照のこと。

災害対応力を強化する女性の視点　～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

令和２年５月　男女共同参画局

- 災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要。
- 中でも、人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須。
- 都道府県・市町村の防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示すもの。

第１部　７つの基本方針

1. 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
2. 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
3. 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
4. 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
5. 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
6. 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
7. 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

第３部　便利帳

災害発生時に現場ですぐに活用できるチェックリストやポスター等を掲載

- 備蓄チェックシート
- 避難所チェックシート
- 応急仮設住宅・復興住宅チェックシート
- 男女別統計チェックシート
- 授乳アセスメントシート
- 避難所の見守り・相談ポスター
- 部屋札用ピクトグラムの例
- 女性の視点からの空間配置図の例
- マイ・タイムラインの例
- お役立ち情報一覧

第２部　段階ごとに取り組むべき事項

◆ 平常時の備え

・職員の体制と研修
・地方防災会議
・地域防災計画の作成・修正
　→　地域防災計画における男女共同参画部局・男女共同参画 センターの役割の明記
・避難所運営マニュアルの作成・改定
・応援・受援体制（女性職員の積極的な受入れ/派遣）
・物資の備蓄・調達・配布
・自主防災組織
・災害に強いまちづくりへの女性の参画
・様々な場面で災害に対応する女性の発掘
・女性団体を始めとする市民団体等との連携
・防災知識の普及、訓練
・マイ・タイムラインの活用促進
・男女別データの収集・分析

◆ 初動段階

・避難誘導
・災害対策本部
　→ 災害対策本部の下に男女共同参画担当部局や男女共同参画センターの職員を配置することの重要性を強調
・災害対応に携わる女性職員等への支援
・帰宅困難者への対応
・女性に対する暴力の防止・安全確保

◆ 避難生活

・避難所の開設・運営管理
・避難所の環境整備
　→　プライバシーの十分に確保された間仕切りなどについて写真を交えて具体的に提示
・要配慮者支援における女性のニーズへの対応
・在宅避難・車中泊避難対策
・災害関連死の予防
・物資の供給
・保健衛生・栄養管理
・避難所の生活環境の改善
・子供や若年女性への支援
・市町村域等を超えた避難生活

◆ 復旧・復興

・復興対策本部
・復興計画の作成・改定
・住まいづくり（応急仮設住宅・復興住宅の提供と運営）
・復興まちづくり
・保健・健康増進
・生活再建のための生業や就労の回復
・生活再建のための心のケア
（男女共同参画センターが行う相談業務の活用）

チェックシートの例

避難所チェックシート

確認日：＿＿＿＿＿＿＿＿　　確認者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

① 避難所のスペース	
プライバシー	□ 授乳室（椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース）がある □ 男女別更衣室、男女別休養スペースがある □ 男女別更衣室、男女別休養スペースが離れた場所にある □ 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	□ 適切な通路が確保され、段差が解消されている □ 乳幼児のいる家庭用エリアがある □ 介護・介助が必要な人のためのエリアがある □ 単身女性や女性のみの世帯用エリアがある □ 女性専用スペース（女性用品の配置・女性相談）がある □ キッズスペース（子供たちの遊び場・勉強・情報提供）や保育エリアがある □ 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）が提供されている
トイレ	□ 安全で行きやすい場所に設置されている □ 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある □ 女性トイレ：女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め □ 男性トイレ：尿取りパット等の配置 □ 多目的トイレが設置されている □ 洋式トイレが設置されている □ 屋外トイレは暗がりにならない場所に設置されている □ トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている □ トイレに錠がある
入浴施設	□ 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある □ 男女問わず一人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設がある
安全	□ 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている □ 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	□ 各部屋に部屋札（ピクトグラム、やさしい日本語）が設置されている □ 掲示板による情報提供（インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け）がされている

② 避難所の運営体制・運営ルール	
運営体制	□ 管理責任者には男女両方を配置している □ 自治的な運営組織の役員に女性が３割以上参画している □ 運営組織に、多様な立場の代表が参画している ・介護・介助が必要な人　・PTA ・障害者　・中学生・高校生 ・乳幼児がいる家庭の人　・外国人（居住者が多い場合）
運営ルール	□ 避難者による食事作り・片付け、清掃等の負担が、特定の性別や立場の人に偏っていない（男女を問わずできる人で分担） □ 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行っている
ニーズ把握	□ 避難者から要望や困りごとを受けられる仕組み体制がある（トイレ等への意見箱の設置） □ 女性や子育て・介護中の家庭の要望や困りごとを積極的に聞き取り、運営に反映させている □ 避難者名簿を作成し情報管理が徹底されている （氏名、年齢、性別、健康状態、保育や介護を要する状況、避難場所、在宅・車中泊、外部からの問い合わせに対する情報の開示／非開示の可否） □ 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談が実施されている

③ 暴力防止・安全の確保
□ 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の作成と情報管理が徹底されている
□ 男女一緒に行う防犯体制がある
□ 就寝場所や女性専用スペース等へ巡回警備が行われている
□ 避難所の校庭など、敷地内に車中泊がいる場合は、車中泊エリアの巡回警備が行われている
□ 暴力を許さない環境づくりが整備されている （啓発ポスターの掲示、相談カードの設置、照明の増設、女性や子供は２人以上で行動する、移動する際はまわりの人に声を掛け合う）
□ 防犯ブザーやホイッスルが配布されている
▶ 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口、男性相談窓口が周知されている

④ 衛生環境・感染症予防
□ 感染症予防（手洗い・消毒・マスク）対策がされている
□ トイレの使用方法・汚物の処理などの衛生対策が行われている
□ トイレ専用の履物（スリッパ等）が使用されている
□ ゴミの収集や分別が徹底されている
□ 炊き出しを行う際は、調理の手順の表示や食品の管理、主要なアレルゲンの有無の表示、残食の廃棄が徹底されている
▶ 育児用ミルク（粉ミルク/液体ミルク）を配布する際は、授乳アセスメントシートに基づき説明した後に配布している

⑤ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援
□ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者情報も登録されている（特に要配慮者の把握のため）
□ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への食料・物資配布の時間や場所がある
□ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援情報等を伝達する体制が整っている
▶ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者のニーズを把握する体制がある

昭和４８年９月２０日発行
令和　７年７月３０日改訂

東久留米市地域防災計画

編集発行　東久留米市防災会議
事 務 局　東久留米市　環境安全部　防災防犯課
東久留米市本町三丁目３番１号
ＴＥＬ　042－470－7769（直通）
ＦＡＸ　042－470－7807
Ｍａｉｌ　bosaibohan@city.higashikurume.lg.jp